

第2回古平町議会定例会 第1号

令和6年6月18日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 町政報告並びに教育行政報告
- 5 承認第 1号 専決処分（第1号）の承認を求めることについて
（古平町税条例等の一部を改正する条例）
- 6 承認第 2号 専決処分（第2号）の承認を求めることについて
（古平町都市計画税条例等の一部を改正する条例）
- 7 承認第 3号 専決処分（第2号）の承認を求めることについて
（令和5年度古平町一般会計補正予算（第12号））
- 8 議案第26号 古平町新生児誕生祝品贈呈事業基金条例案
- 9 議案第27号 令和5年度古平町一般会計補正予算（第1号）
- 10 議案第28号 古平町第三の居場所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例案
- 11 議案第29号 古平町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 12 報告第 2号 繰越明許費繰越計算書について
- 13 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 14 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 15 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 16 同意第 1号 古平町教育委員会教育長の任命について
- 17 意見案第5号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・
強化を求める意見書
- 18 陳情第 6号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情
- 19 陳情第 7号 「地方自治法改正案に関わる意見書」（案）の採択を求める陳情書
- 20 一般質問
- 21 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書
（総務文教常任委員会）
- 22 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書
（産業建設常任委員会）
- 23 委員会の閉会中の継続調査申出書
（広報編集常任委員会）

2 4 委員会の閉会中の継続調査申出書
(議会運営委員会)

2 5 委員会の閉会中の継続審査申出書
(古平町議会ハラスメント防止条例審査特別委員会)

2 6 議員の派遣について

○出席議員 (10名)

議長10番	堀 清 君	1番	工 藤 澄 男 君
2番	寶 福 勝 哉 君	3番	中 村 光 広 君
4番	高 野 俊 和 君	5番	真 貝 政 昭 君
6番	梅 野 史 朗 君	7番	堀 澤 理 恵 君
8番	山 口 明 生 君	9番	佐 藤 未知時 君

○出席説明員

町 長	成 田 昭 彦 君
副 町 長	奥 山 均 君
教 育 長	三 浦 史 洋 君
総 務 課 長	細 川 正 善 君
企 画 課 長	人 見 完 至 君
町 民 課 長	五 十 嵐 満 美 君
保 健 福 祉 課 長	和 泉 康 子 君
産 業 課 長	本 間 克 昭 君
産 業 課 観 光 室 長	岩 戸 真 二 君
建 設 水 道 課 長	高 野 龍 治 君
会 計 管 理 者	関 口 央 昌 君
教 育 次 長	小 原 和 之 君
町立診療所事務長	細 川 武 彦 君
幼 児 セ ン タ ー 所 長	三 浦 卓 也 君
総 務 係 長	松 浦 亮 介 君
財 政 係 長	湯 浅 学 君

○出席事務局職員

事 務 局 長	白 岩 豊 君
議事係長兼総務係長	瀬 野 尾 裕 人 君

○**議会事務局長（白岩 豊君）** 本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員10名全員が出席されております。

説明員は、町長以下16名の出席でございます。

以上です。

◎開会の宣告

○**議長（堀 清君）** ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、会議は成立します。

ただいまから、令和6年第2回古平町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○**議長（堀 清君）** 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○**議長（堀 清君）** 日程第1、会議録署名議員を指名します。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、2番、寶福議員、3番、中村議員を指名します。

◎議会運営委員長報告

○**議長（堀 清君）** ここで、去る6月13日に開催されました議会運営委員会での決定事項を議会運営委員長から報告していただきます。

議会運営委員長、工藤澄男議員、報告願います。

○**議会運営委員長（工藤澄男君）** それでは、私のほうから、去る6月13日に開催しました議会運営委員会での決定事項をご報告申し上げます。

会期につきましては、本日6月18日から6月19日までの2日間とするものです。

議事日程でございますが、お手元に配付の日程表に基づき取り進めるものといたします。

次に、系統である北海道町村議会議長会から、意見書の提出・議決要請がございました「ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書」につきましては、本会議で即決する運びといたします。

また、今定例会に2件挙がっております陳情の取り扱いでございますが、陳情第6号及び第7号につきましては、所管の総務文教委員会に付託するものといたします。

最後に一般質問について説明します。

一般質問は一問一答方式で、質問回数は1件につき3回でとし、質問ごとに質問、答弁、再質問、

再答弁、再々質問、再々答弁というように繰り返し行ってください。

以上、議会運営委員会で決定された事項でございますので、皆様にご報告を申し上げますとともに、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（堀 清君） これで議会運営委員長からの報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○議長（堀 清君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日6月18日から6月19日までの2日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日6月18日から6月19日までの2日間に決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（堀 清君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、令和5年度令和6年2月分・3月分・4月分・5月分、令和6年度4月分・5月分例月現金出納検査報告の1件でございます。

内容については、お手元に配付した資料をもって代えさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告並びに教育行政報告

○議長（堀 清君） 日程第4、行政報告並びに教育行政報告を行います。

最初に、行政報告について、町長、どうぞ。

○町長（成田昭彦君） 第1回定例会以降の主だった事務事業等の執行状況及びその概要などにつきまして、行政報告をさせていただきます。

まず、「続・古平町史年表」の発行についてでございます。昭和51年1月から平成31年4月までの本町の歴史を掲載した「続・古平町史年表」を、去る令和6年3月に発行いたしました。この町史年表は、「町民の皆さんが古平町に対する関心と愛情を持てるようになること」、「町の歴史資料として継承すること」を目的に発行したところであります。既に発行している古平町史第3巻には、文治元年から昭和50年末までの年表が一括で掲載されておりますので、今回の町史年表と併せて、平成時代までの歴史は網羅できたこととなります。今回は、年表以外にも全国各地で頻発している災害の重要性に鑑みて「古平町災害史」、昭和24年5月10日に発生した「古平町大火の状況」及び、読んでいて親しみが持てるよう171枚の写真からなる「記憶の風景」の4編で構成しております。現在、図書館で閲覧のみ可能ですので、今後はより多くの方がこの町史年表の存在を知り、図書館に来館して頂けるよう周知してまいります。

次に、道の駅ふるびら等についてでございます。道の駅ふるびら等の整備状況につきましては、「道の駅の本体工事」が現在、1階床コンクリート打設まで進んでおり、今後は、7月末までに躯体全体のコンクリート工事を終える予定となっております。また、「ふるびら150年広場整備工事」は、現在、造成工事を行っており、7月から大型遊具の基礎工事が始まります。8月末には同遊具の設置工事を終える予定となっております。一方、開業に向けた準備状況につきましては、指定管理候補者である株式会社T A I S H I が、2月に水産加工業者を中心とした町内事業者を戸別訪問し、今後の運営方針や取引商品について説明を行ったところであり、5月9日には取引商談会として、同社と参加した9事業者が、取り扱う商品に対する意見交換を行いました。6月11日に開催した道の駅整備検討委員会では、建物の正面入口横に掲示するロゴデザインの協議や地場産食材を活用したフードメニュー等の開発スケジュールなどを確認いたしました。なお、この検討委員会の協議内容につきましては、6月28日発行予定の広報ふるびら7月号で、町民周知を図りたいと考えております。

次に、デフレ完全脱却のための総合経済対策についてでございます。国が実施する総合経済対策のうち、町民の皆さんへの直接的な支援は、①今年度新たに住民税が非課税または均等割のみが課税となった世帯への7万円の給付。②令和6年分所得税と住民税への定額減税またはその減税に対する調整給付の2点であります。本町では、①につきましては、これまでの給付金と同様に申請不要のプッシュ方式で、8月までには支給ができるよう進めてまいります。②の定額減税につきましては、納税者とその扶養家族1人につき、所得税3万円、住民税1万円が減税される制度です。今年の住民税につきましては、既に対象者の減税を行った後に賦課作業を進めたところであり、なお、納税額が少なく減税しきれなかった方に対しては、システムの改修が完了次第、減税しきれなかった部分をプッシュ方式で調整給付いたします。後程関連する経費について補正予算をご提案いたしますので、上程の際にはよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

次に、障害者相談支援事業に係る消費税問題についてでございます。第1回定例会で議決をいただいた障害者相談支援事業に係る消費税分につきましては、4月中に他の北後志4町村とともに委託先であるNPO法人しりべし圏域総合支援センターへ払い込みを終えたところであり、その後、当法人が税務署への納付を終えたことで、過年度分に対する延滞税及び加算税額が確定いたしました。各町村は、第2回定例会でこの延滞税等の負担分を補正予算に計上し精算をするよう申しあわせております。これで一連の消費税問題は全て終了いたします。

次に、幼児センターのエアコン設置についてでございます。昨夏は、北海道で真夏日が観測史上最長の連続44日を記録し、全道各地に熱中症アラートが発令されました。こうした状況は今後も続くことが予想され、乳幼児を預かる幼児センターとしては、暑さ対策が喫緊の課題となっております。そこで、3月から保育室やほふく室に計5台のエアコンを設置する工事を進めておりますが、現在、本体と室外機を結ぶための壁面工事を終えたところであり、本格的な夏前には使用できる見込であり、エアコンの設置は、猛暑でも快適な午睡や安全な保育活動などを可能にするため、保育環境の充実に資すると考えております。

次に、新生児誕生祝品贈呈事業についてでございます。昨年末ある町民の方から、「少子化の中、

古平に生まれてきてくれて『ありがとう』の気持ちを込めて、椅子を贈りたい」という申し出がありました。その町民の方は、「個人では限界があるので町の事業として行ってほしい。その際の事業費の一部に匿名で寄付をしたい」とも希望しました。私も教育長在任時には、同様の事業を考えた経緯もあることから、お祝いの気持ちを込めて実施することを決定いたしました。今年度は8人の出生が予定されております。関連する経費につきましては、後程補正予算をご提案いたしますので、上程の際にはよろしくようお願い申し上げます。なお、この町民の方は強く匿名を希望しておりますので、議員の皆様におかれましては、その意向を尊重していただくようお願いいたします。

次に、新型コロナワクチン予防接種等についてでございます。新型コロナワクチン予防接種につきましては、令和6年3月末で特定臨時接種が終了し、この秋から重症化予防を目的とした定期接種となるところであります。これにより、これまでの全額国費による無料接種から他の予防接種と同様に自己負担額を徴収することが前提となります。国はワクチンの接種費用を1万5,300円と示しており、北後志の他町村は自己負担額を1,000円から2,000円程度で検討しております。本町としては、他町村の動向や他の予防接種の自己負担額等を勘案して、余市医師会と調整の上8月末をめどに決定いたします。接種対象者は、高齢者（65歳以上）と60～64歳で心臓や腎臓等、免疫機能に障がい有する方などであり、昨年度までは接種券により北後志の12医療機関のみで接種可能でしたが、今後は全国の医療機関で可能となります。ただし、北後志の医療機関以外で接種した場合は一旦費用を全額負担してもらい、その後自己負担額を差し引いた額を償還払うこととなります。

一方、新型コロナウイルス感染予防対策については、未だに町内で一定数の陽性者が発生しておりますので、引き続き町民への情報提供、感染対策及び専門職による相談業務を継続してまいります。なお、関連する経費につきましては後程補正予算をご提案いたしますので、上程の際にはよろしくようお願い申し上げます。

次に、地域医療の推進および介護医療についてでございます。新型コロナウイルス感染症が5類へ移行してから約1年が経過しましたが、診療所の発熱外来では現在も週10人前後の陽性者が発生しております。これにより、スタッフがコロナ感染し診療所機能が停止してしまわないよう、所内の感染対策には細心の注意を払っております。介護医療院は5月末現在で17人が療養生活を送っております。入所者は、家族や地域住民と交流することで生活に対する意欲が向上するため、面会等が継続できるよう、こちらも感染対策に努めております。さらに今年度は、入所者に対するレクリエーションやリハビリテーションの充実を運営目標に掲げていることから、4月以降トランプやかるた等を用いて認知症予防を行っているところであります。今後は、季節感を味わえる行事などを計画的に実施し入所者にとって「満足した生活施設」となるよう、サービスの質の向上に努めてまいります。

次に、ヒグマ駆除の報酬額等の見直しについてでございます。ヒグマ出没時に町民の安全を守るためには、猟友会の協力が必要不可欠であります。新聞報道では、他町の猟友会が業務負担の大きさや安全上のリスクに対する報酬額の低さなどを理由に、町主導の捕獲事業への参加を辞退したと報じられておりました。本町では現在、ハンターが命がけでヒグマ駆除等に従事してくれている状

況等を勘案し、猟友会古平分区と報酬額等の妥当性について協議しているところであります。ヒグマの出没情報が多くなる9月前までには調整を終わらせ、同分区と連携を図りながらヒグマ対策を進めてまいります。

次に、創業等支援事業補助金についてでございます。令和6年度から新たに創設した創業等支援事業補助金は、個人事業主や小規模事業者等が「町内で新規創業する場合」、「現在の業種から事業転換をする場合」及び「業種の追加をする場合」に最大で200万円を補助するものです。6月10日現在、個人からの新規創業の申請が1件あったところであります。今後も、本補助制度を活用して、町内での新たな雇用創出や産業の活性化等に資する事業が数多く生まれることを期待しております。

次に、ふるさと納税についてでございます。令和5年度の最終の寄付状況は、寄附件数が3万8,692件、寄附額が4億2,275万円という結果でした。また、令和6年度の5月末の寄付状況は、寄附件数が2,552件、寄附額が2,839万円であります。ふるさと納税サイトへ本町の特産品を掲載することは広く全国へ容易にPRできるため、今年度も引き続き既存サイトのリニューアルや新たな寄付サイトを増やす予定でもありますので、その準備を進めていきたいと考えております。

次に救急車の寄贈についてでございます。去る2月20日に開催した議会全員協議会において報告させていただきました新たな救急車につきましては、外装等の整備を終え2月28日に納車になったところであります。この救急車は、匿名希望の民間企業が地域貢献事業の一環として古平町に寄贈してくれたものであります。本町が同車を北後志消防組合へ無償貸与した後、古平支署が使用することとなります。今後は、現行車からの無線機移設や積載する資機材の購入等を行い、それが完了次第運行を開始する予定であります。なお、関連する経費につきましては後程補正予算をご提案いたしますので、上程の際にはよろしくお願い申し上げます。

次に、関西電力株式会社との包括連携協定に基づく連携事業についてでございます。

去る3月4日に締結した関西電力株式会社との包括連携協定に基づく連携事業につきましては、双方協議の上、先般、令和6年度分の年度計画をまとめたところであります。本年度の主な事業は、「古平町の脱炭素化に向けて関電からの再エネ専門人材の派遣」、「再エネ等の教育のために小中学校での出前授業の実施」及び「シカなどからの被害を防ぐ害獣忌避装置の実証実験」等を行うこととなります。今後は、双方で実施事業のモニタリングを行いながら、それぞれの事業の課題を抽出しその解決に向けた取り組みを進めてまいります。

会議などの開催状況及び事業概要については資料1に、各種工事・委託業務の発注状況については資料2に、それぞれ取りまとめいたしましたので、後程ご高覧ください。

最後に、本定例会に付議します案件は、専決処分の承認3件、補正予算案1件、条例制定案1件、条例改正案2件、報告1件、人事案件4件の合計12件であります。これらの案件につきましては、ご審議の上、ご賛同くださるようお願い申し上げます。

以上申し上げ、行政報告といたします。

○議長（堀 清君） 以上で行政報告を終わります。

次に、教育行政報告について、教育長、どうぞ。

○教育長（三浦史洋君） 令和6年第2回定例会の開会にあたり、前回定例会以降の諸般につきまして教育行政報告を申し上げます

学校教育活動等についてです。はじめに、児童生徒のコロナ感染またはインフルエンザ感染に伴う学校の臨時休業については、前回報告以降、小学校中学校ともに該当ありません。4月3日に転入教職員7人の辞令交付式を複合施設大ホールで行っております。今年は小中の教頭が異動し、後任はいずれも今回昇任した新任教頭となりましたので、校長の指導の下ご活躍されることを願っております。令和6年度入学式は4月8日午前小学校で、午後中学校で挙行されました。新入生は小学校18人、中学校12人です。古平小学校全児童数82人、教職員18人、古平中学校全生徒数44人、教職員13人で新年度をスタートいたしました。

全国学力学習状況調査は、4月18日全国一斉に小学校第6学年及び中学校第3学年を対象として国語、算数・数学の調査が行われました。当町では小6は11人、中3は15人が参加しております。調査結果については、例年7月下旬に文部科学省から届く都道府県別に公表される予定であり、それを受けて道教委からの北海道版結果報告書が11月中に示される予定です。

中学校の修学旅行は3年生全員が参加して、5月15日から17日まで3日間の行程で青森県青森市・弘前市、岩手県盛岡市・一関市・平泉町を訪問しております。ねぶたの家ワ・ラッセ、三内丸山遺跡、猊鼻溪舟下り、中尊寺見学など思い出に残る貴重な経験となったことでしょうか。小学校の修学旅行は、6年生が今週18、19日の2日間、函館市を訪問します。

5月25日小学校大運動会が開かれました。全校児童82人全員が出場し、スローガン「勝利を目指して 全力で かけぬけろ」のもと、子供たち一人一人が力一杯走ったり踊ったりする姿がとても輝いて見えました。

現在施工中の学校エアコン設置工事の進捗状況ですが、6月6日時点で進捗率小学校75%、中学校60%です。残り工事は機器取付け、配管接続などですが、小中ともに動力接続及び試運転を中下旬に実施し、7月1日から使用可能な状態になります。なお、中学校に関しては、キュービクル更新の関係から全台の同時運転は不可能なため、普通教室のみなど、台数を限定した運用となります。製作中の新キュービクルは工期内に設置されます。

学校給食についてです。食育の一環でもあります地場産食材の令和5年度使用実績は54品目となりました。6年度も引き続き、農産物、畜産物、海産物について、一品でも多くの地場産を使用した給食提供に努めます。北海道漁業協同組合連合会から北海道を通じて、ほたて貝柱フライの2回目の無償提供がありました。2回目は5月20日の給食に出しております。また、給食施設設備の衛生管理に関しては、今年度の細菌検査業務委託及び各種設備点検を4月1日に契約、引き続き学校給食の安全安心を徹底いたします。

生涯学習スポーツについてです。少年少女わんぱく王国は、6年度第1回を5月18日に開催、11人が参加して「挟んでボールリレー」や「スリッパカーリング」に挑戦しております。「ひさしぶりのわんぱく たのしかったです」との声がありました。

ブックスタート事業は第1回を5月16日乳幼児健診会場において実施し、1組2人に絵本を贈呈、また、絵本の展示をしました。生後8か月から10か月までの子供とその保護者が対象です。年間4

回計画しています。

高齢者教室たけなわ学級は、第1回を5月24日に開催、15人が参加して海洋センターで地域おこし協力隊道言栄太氏を講師に簡単運動教室を実施しました。

6月1日には2024B&Gクリーンフェスティバルが行われました。心地よい晴天の下、174人に参加していただき、ごみ拾い総回収重量135キロでありました。

さて、当町の一大イベント「古平ロードレース大会」についてご報告いたします。昨年第48回大会終了後、余市警察署から今回のような警備体制では次回の道路使用許可は出せないこと、コースの安全対策・警備体制の強化が求められました。昨年9月のツール・ド・北海道の死亡事故などがその背景にあると思われます。その後、大会事務局と警察署で打ち合わせ協議を続け、許可の可能性としては、「古平・神恵内間を一定時間通行規制し、安全確保に必要な多数の警備員を配置すること」が必要であると確認しております。大会事務局では複数の警備業者に対し、①警備員の確保、②警備費用の照会を行いました。それに対し、希望の警備員数の確保は本年度不可能であるとの回答でした。

以上を踏まえ、先月5月30日の第49回大会実行委員会において、令和6年度の大会開催中止を決定いたしました。「中止のお知らせ」を関係者及び前回参加者宛に郵送、町ホームページに掲載、町防災無線放送、町広報誌掲載で周知していきます。なお、令和7年度大会の開催を目指して準備を進めることを併せて決定しております。開催するにはクリアすべき課題が種々ありますが、今から取り組んでいきます。

古平町文化祭についてです。主催者の古平町文化団体連絡協議会総会が6月12日開催され、文化祭に関しても議論されました。作品展展示会は10月24日から27日の4日間、複合施設1階大ホールで行います。発表会は11月3日文化の日と同じく大ホールで行うことが決定されております。

古平町図書館はオープン3年目になります。5年度の貸出者数は延べ1,010人、貸出冊数3,976冊、図書館利用カード発行数284枚、蔵書数は1万4,853冊となっております。たくさんのご利用誠にありがとうございました。子どもからご年配の方まであらゆる年代の「生涯学習の拠点」としての機能と、図書館に行けば誰かに会える「憩いの場」としての機能を兼ね備えた施設づくりを、これからも追い求めてまいります。

町民皆様の健康づくりの習慣づけを狙いとした健幸ポイント事業については、本年度は6月7日時点で49の方が登録し参加されております。今後もイベント等で事業周知を図りながら取り組んでまいります。

以上、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を今後ともお願い申し上げまして、行政報告といたします。

なお、会議などの開催状況および事業概要については、資料1に取りまとめましたので後程ご高覧ください。

○議長（堀 清君） 以上で教育行政報告を終わります。

◎日程第5 承認第1号

○議長（堀 清君） 日程第5、承認第1号 専決処分（第1号）の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました承認第1号 専決処分（第1号）の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、古平町税条例の一部を改正する条例ですが、3月31日までに制定しなくてはならなかったもので、地方自治法第179条第1項の規定をもって専決処分をし、ここに承認を求めるものでございます。

改正内容について説明いたします。説明資料1ページをお開きください。横長の説明資料です。町税条例、それから、この後で説明いたします都市計画税条例にも関連しますが、一部改正の概要を説明いたします。1としまして、改正の要旨でございます。令和6年度税制改正を踏まえた地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月28日に成立、3月30日に公布されたことに伴い、町税条例及び都市計画条例に所要の改正をするものでございます。

2番目としまして、主な改正内容でございます。2点ございまして、1点目は個人町民税令和6年度分の町民税所得割額から納税者及び配偶者を含む扶養家族1人につき1万円の減税、こちらは行政報告にもありましたとおり、定額減税の内容でございます。徴収方法は3点ございます。1番①としまして、給与所得者の特別徴収については、通常は給与支払者が毎年6月から翌年5月までの12か月で徴収するところを、令和6年度に限って減税後の町民税額を7月から5月までの11か月で徴収するものです。2番目としまして、普通徴収、こちら納付書で徴収する方法です。第1期分、6月納期分になりますが、第1期分から減税いたします。引ききれない部分は、第2期分第3期分と順次引き続き実施してまいります。③としまして、公的年金受給者の特別徴収でございます。こちらは、令和6年10月の年金支給時から減税いたします。引ききれない部分は普通徴収同様に、翌々期分12月2月と順次実施いたします。こちらの3点が、徴収方法としての税条例の改正内容になってございます。

※としまして、税条例とは直接の関係はございませんが、参考としまして、いずれも減税しきれない場合は、調整給付金という形で給付することとされています。こちらの調整給付金につきましては、後程補正予算の方で提案の際に説明させていただきます。

(2)としまして、固定資産税です。固定資産税は、宅地等について段階的な負担水準の均衡化を図るため、現在も行われている負担調整措置を3年間延長するものでございます。こちらは、後程説明する都市計画税も同様となっております。本改正条例の施行日は令和6年4月1日、その他一部令和7年4月1日の施行もでございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから、承認第1号 専決処分(第1号)の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案について承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決定しました。

◎日程第6 承認第2号

○議長(堀 清君) 日程第6、承認第2号 専決処分(第2号)の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町民課長(五十嵐満美君) ただいま上程されました承認第2号 専決処分(第2号)の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、古平町都市計画税条例の一部を改正する条例でございますが、固定資産税と連動する関係上、先程の税条例同様に3月31日までに制定しなければならなかったもので、専決処分をし、ここに承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、説明資料21ページに新旧対照表載せてございますが、内容としましては、固定資産税同様、負担調整措置を3年間延長するもの、それから法律改正によります条項ずれの改正となります。本改正条例の施行日は令和6年4月1日としております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(堀 清君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから、承認第2号 専決処分(第2号)の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案について承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決定しました。

◎日程第7 承認第3号

○議長（堀 清君） 日程第7、承認第3号 専決処分（第3号）の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました承認第3号 専決処分（第3号）の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

議案19ページをお開きください。本件は、令和5年度古平町一般会計補正予算（第12号）について緊急に補正をする必要がありましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日に専決処分したもので、これを報告し、承認を求めるものでございます。専決処分した補正予算ですが、歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,842万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億289万4,000円としたものでございます。第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。なお、これにつきましては、議案の20ページ21ページが歳入、22ページ23ページが歳出でございます。

また19ページに戻ってください。今回の専決処分では、第2条繰越明許費の変更は、第2表繰越明許費補正によると規定してございます。内容をご説明いたしますので、24ページをご覧ください。

今回の繰越明許費の補正につきましては、令和6年3月5日の第1回定例会で設定いたしました小中学校のエアコン設置事業の繰越明許費の補正でございます。この繰越明許費を設定するとき、第1回定例会の議案の取りまとめをしたときには、それぞれの事業契約前でございます。そのため、設定時には予算に計上したときの工事額から理論上の令和5年の前払金を算出いたしまして、その金額を差し引いた額で繰越明許費を設定したところでございます。しかし、定例会後契約し、令和5年度の前払金も確定いたしましたので、予算計上額から令和5年の前払額を差し引いた全額を繰り越すこととするために、補正するものでございます。不測の事態に備えての補正でございます。

それでは、専決した補正予算の内容をご説明いたしますので、別冊の承認第3号説明資料令和5年度古平町一般会計補正予算（第12号）説明書をご覧ください。別冊です。歳出から説明いたしますので、4ページ5ページをお開きください。今回の説明にあたりましては、総務費からのご説明ではなく、ちょっと順番を変えて説明させていただきます。

最初に6款の商工費から説明いたします。6款商工費、1項商工費、既定の予算から2,409万6,000円を減額し、2億7,012万1,000円とするものでございます。こちらの補正につきましては、令和5年度のふるさと納税額、いわゆるふるさと応援基金歳入でも出てきますが、4億2,275万3,000円と確定いたしました。そこから、必要経費を差し引いて残りを基金に積み立てするために、今回必要経費を整理するための補正でございます。5ページ側に10節の需用費から13節の使用料及び賃借料まで決算額に合わせて補正してございます。

続いて一つ上に戻っていただいて、2項総務費、1項総務管理費です。こちら補正額はゼロですが、財源更正でございます。当初、ふるさと納税に従事する会計年度2人分の人件費を総務費に計上しておりましたが、令和5年4月1日の人事異動で1人になったこと、さらに、その1人について

ても職員給与費から支出するために、そのための整理でございます。ですので、財源内訳の中で、その他で556万9,000円を減額し、一般財源で556万9,000円増額してございます。この、その他がふるさと応援基金でございます。

続いて一番下、13款職員給与費、1項職員給与費、既定の予算から16万7,000円を減額し、5億4,339万9,000円とするものでございます。こちら、報酬で会計年度任用職員報酬、16万7,000円減となっておりますが、ふるさと納税に従事する会計年度職員の報酬額、決算額に併せて減額するものでございます。

続いて一つ戻っていただいて、12款諸支出金です。1項基金費、既定の予算に4,268万3,000円を追加し、3億1,380万4,000円とするものでございます。内容としては二つございまして、減債基金の積立金1,290万増、それと、ふるさと応援基金積立金2,978万3,000円でございます。ふるさと応援基金積立金につきましては、今までご説明したとおり、積み立てする必要経費を差し引いて積み立てるものでございます。減債基金につきましては、歳入の方で出てきますが特別交付税3月分もらいまして、確定いたしました。余剰金を将来の借金返しに充てるために積み立てるものでございます。

それでは1ページ戻っていただいて、2ページ3ページをお開きください。歳入です。

10款地方交付税、1項地方交付税、既定の予算に1,539万9,000円を追加し、20億9,671万6,000円とするものです。先程ご説明したとおり、特別交付税3月分決まりましたので、それに併せて補正するものでございます。

続いて、16款寄附金、1項寄附金、既定の予算に275万3,000円を追加し、4億2,428万3,000円とするものでございます。内容としては、ふるさと応援寄附金令和5年度分の額が確定しましたので、それに合わせての補正でございます。

続いて、19款諸収入、4項雑入、既定の予算に26万8,000円を追加し、4,403万6,000円とするものでございます。内容としては、その他収入26万8,000円、今回の専決処分の補正に伴う財源調整額でございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） 3ページの特別交付税です。

普通交付税の決定月日については、以前聞いていますので特別交付税について確認なのですけれども、何段階で決まるのか。月単位だと思いますけれども、説明してください。

○総務課長（細川正善君） 特別交付税ですが、2回に分けて交付されます。

1回目が12月です。12月はルール分と言われます。もう1回が3月分です。そちらは、特殊財政需要分でございます。12月と3月、合わせて今回1億8,239万9,000円と決定されました。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから、承認第3号 専決処分(第3号)の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案について承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

○議長(堀 清君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第8 議案第26号

○議長(堀 清君) 日程第8、議案第26号 古平町新生児誕生祝品贈呈事業基金条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長(五十嵐満美君) ただいま上程されました議案第26号 古平町新生児誕生祝品贈呈事業基金条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、古平に生まれてきてくれた子に祝品を贈呈してほしいという用途を限定した寄付の申し出があったことにより、その寄附金を積み立て、祝品購入の財源とするため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、基金を設置するものでございます。議案26ページをお開きください。

条例の内容としましては、第1条に、ただいま説明した設置の目的、第2条として、積立金額の規定でございます。第3条及び第4条は、基金の管理方法及びその運用による収益の扱いについて、第5条で、基金の繰替運用ができることを規定しております。第6条では、第1条で規定した目的のために限り処分、つまり取り崩して使うことができることを規定しております。終わりに第7条において、その他の必要事項の決定を別に委任することを規定し、附則において施行日を公布日としております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(堀 清君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第26号 古平町新生児誕生祝品贈呈事業基金条例案を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第27号

○議長(堀 清君) 日程第9、議案第27号 令和6年度古平町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長(細川正善君) ただいま上程されました議案第27号 令和6年度古平町一般会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明をいたします。

議案27ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,021万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億6,321万8,000円とするものでございます。第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によります。なお、議案の28ページ29ページが歳入、30ページ31ページが歳出でございます。

また27ページに戻ってください。今回の補正では、第2条として地方債も補正すると規定してございます。内容を説明しますので、32ページに飛んでください。

第2表地方債補正です。行政報告でも報告させていただきましたが、寄贈された救急車へ積み込む資機材等の購入費に過疎債を充当しますので、その過疎債を借りるための補正でございます。340万円計上してございます。

以上、第1表第2表が地方自治法で定められた議会での議決事項でございます。

第1表の具体的な内容を説明いたしますので、別冊の議案第27号説明資料をご覧ください。予算の方の説明資料です。歳出からご説明しますので、まずは10ページ11ページご覧ください。10ページ、2款総務費、1項総務管理費、既定の予算に713万3,000円を追加し、3億9,296万6,000円とするものでございます。内容といたしましては、財産管理費5目の方では施設修繕料として130万5,000円追加してございます。こちらは町有建物、佐久間歯科の建物でございますが、雪害により屋根のトタン・窓ガラス・サッシなどが破損しましたので、その修繕料でございます。雪による雪害でございます。こちら全額歳入の方で保険対象となっております。もう一つ財産管理費では、中心拠点再生地区用地購入費として122万円計上してございます。こちら、道の駅の駐車場用地として小学校通線に面している堀川氏所有の用地を買収するための経費でございます。みやさんと吉岡さんの間の土地でございます。

○議長(堀 清君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時18分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（細川正善君） 10ページ、2款1項12目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金費、460万8,000円を追加してございますが、この経費につきましては、令和6年度で新たに非課税もしくは新たに均等割だけ課税になる世帯に対して、7万円を給付するための必要経費でございます。10節の需用費から18節の負担金補助及び交付金までがその経費でございます。続きまして、同じく2款総務費、2項徴税費、既定の予算に2,002万9,000円を追加し、2,196万8,000円とするものでございます。内容といたしましては、賦課徴収費で過誤納付還付金、過年度の法人町民税の確定申告で還付金が発生してございますので、114万円を追加するものでございます。さらに、3目の定額減税補足給付金費で1,888万9,000円を追加してございます。所得税や住民税を払っていない、もしくは控除しきれなかった場合に、先程もちょっと出てきた補足給付費ということで、その必要経費を計上したものでございます。補足給付費に係る事務的な経費、更には定額減税補足給付金として1,800万円計上してございます。

続いて、3款民生費、1項社会福祉費、既定の予算に512万8,000円を追加し、7億5,438万8,000円とするものでございます。内容といたしましては、障害福祉費で日中一時支援事業委託料85万8,000円、こちら障がいのある方の日中の活動を確保する事業でございますが、古平福祉会のひまわりくらぶが放課後児童デイサービスを令和6年3月に廃止してございます。新たに日中一時支援事業を実施してございますが、想定以上に人が利用しているということでその委託料を増やすものでございます。その下、相談支援事業補償金ということで先程の行政報告で説明したとおり、相談支援事業に係る消費税の部分の最後の支払いでございます。続いて、14目の高齢者保健事業費ということで405万円追加してございます。こちらにつきましては歳入でも出てきますが、北海道後期高齢者医療広域連合から985万円が収入となります。75歳以上の高齢者に対して保健事業と介護予防の一体的実施ということで985万円実施になりますが、新たに会計年度で管理栄養士を雇い、今いる保健師と一緒に健康状態が不明な高齢者への訪問、更には既存の転倒予防教室などを充実させて行うための経費でございます。1枚めくっていただいて、12ページ13ページ、同じく3款民生費、2項児童福祉費でございます。既定の予算に45万4,000円を追加し、7,486万3,000円とするものでございます。内容としましては、第三の居場所で研修旅費を計上させていただいてございます。第三の居場所、こどもホームを運営するために必要な研修で、BG財団が実施するマネージャー研修に参加するための経費でございます。それと、7目では新生児誕生祝品贈呈事業ということで、行政報告でもありました、生まれてくる子ども8人予定してございますので、その子どもたちに贈る椅子の経費を計上させていただいてございます。

続いて、4款衛生費、1項保健衛生費、既定の予算に1,128万7,000円を追加し、1億2,083万2,000円とするものでございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種委託料等

を計上したものでございます。約750人分の接種、委託してございます。これを算出するに当たりまして、とりあえず600円の自己負担ということで予算計上させていただいて積算してございます。

続いて5款農林水産業費、4項漁港費、既定の予算に66万円追加いたしまして、965万1,000円とするものでございます。内容といたしましては、漁港内の漂流ごみの処理運搬業務の委託料でございます。環境省の補助金が決定いたしましたので、漁港内のごみの処理でございます。この補助金につきましては10割補助でございます。漁業者などが漁港内のごみを拾い上げ、それを役場が処理するための経費でございます。

続きまして、6款商工費、1項商工費、既定の予算に1,019万6,000円を追加し、2億216万8,000円とするものでございます。内容といたしましては、商工業振興費で消耗品費8万円計上してございます。こちらにつきましては、地酒ふるびらの、のぼり旗・ポスター、150年事業で町が販売店へ以前に交付したものでございますが、それが劣化していたりするのでその更新のための費用でございます。続いて観光費の方では、1,011万6,000円を追加してございます。こちらは、農林水産省の農村漁村振興交付金1,000万円が補助決定いたしましたので、その補助を活用して地域産品開発業務手数料514万4,000円、地域産品開発業務委託料ということで497万2,000円計上してございます。道の駅で販売する地域資源を活用した商品、それを開発するための観光客のニーズ調査・テスト販売、そういうものの経費でございます。

続いて、8款消防費、1項消防費、既定の予算に503万1,000円を追加し、1億9,949万9,000円とするものでございます。内容は、北後志消防組合の負担金として503万1,000円計上してございます。行政報告でもありました寄贈された救急車、それへの無線機の移設・資機材の購入費用として計上してございます。資機材につきましては、ストレッチャー、吸引機、心肺蘇生用のポンペなど、一つ一つそれほど高額ではないのですが、まとまるとこの500万程度になるというものでございます。

続いて、12ページ途中で切れてしまっているのですが、12ページの一番下ご覧ください。9款教育費で1枚めくっていただいて、5項社会教育費、こちらは財源更正でございます。芸術文化鑑賞事業として、当初予算から170万計上してございました。そのうち、後程出てきますが補助金がつくことが決定いたしましたので、その補助金分を計上するための財源更正でございます。当初はふるさと応援基金を充当予定でございましたが、補助金が56万6,000円つきましたので、60万円ふるさと納税充当するのを取りやめて、一般財源3万4,000円持ち出しての財源更正でございます。

続いて、12款諸支出金、1項基金費、既定の予算に30万円を追加し、1億4,737万6,000円とするものでございます。内容といたしましては、新生児誕生祝品贈呈事業基金積立金ということで、行政報告にもございました匿名の寄附金を積み立てるための経費でございます。

続いて、13款職員給与費、1項職員給与費、こちらも財源更正でございますが、先程民生費で説明した高齢者の保健事業費で北海道後期高齢者医療広域連合から985万円収入になると説明しましたが、その内の580万円を保健師の人件費に充当して一般財源を580万円減らすための財源更正でございます。

それでは、歳入のご説明をいたしますので、8ページ9ページご覧ください。

8ページ、13款国庫支出金、2項国庫補助金、既定の予算に1,066万円を追加し、1億3,466万8,000

円とするものでございます。内容といたしましては、海岸漂着物の補助金として66万円、環境省の補助金です。それと、農村漁村振興交付金、道の駅の地域資源活用した商品開発等に使う農水省の補助金1,000万円でございます。

続いて、16款寄付金、1項寄付金、既定の予算に30万円を追加し、3億30万1,000円とするものでございます。内容としては、民生費寄付金ということで30万円、新しく生まれてくる子どもへの椅子の匿名寄付で30万円収入になる見込みでございます。

続いて、17款繰入金、1項基金繰入金、既定の予算に2,768万9,000円を追加し、2億4,422万7,000円とするものでございます。内容といたしましては、財政調整基金繰入金で2,800万円、今回の補正の財源調整分でございます。それと、ふるさと応援基金繰入金60万円の減、こちらは先程説明した芸術鑑賞の補助金が決まりましたので、ふるさと納税をその分60万円減額するものでございます。更には新生児誕生祝品贈呈事業基金繰入金ということで、歳出で椅子の費用を見込んだ分同額を基金で繰り入れます。

続きまして、19款諸収入、3項受託事業収入、既定の予算に985万円を追加し、6,303万5,000円とするものでございます。内容としては、保健・介護一体的実施推進事業受託収入ということで、歳出でご説明した北海道後期高齢者医療広域連合から収入になるものでございます。続いて、4項雑入、既定の予算に831万9,000円を追加し、4,483万5,000円とするものでございます。内容としては、災害共済保険給付金、総務費で町有建物の保険130万4,000円、更には新型コロナ定期接種ワクチン助成金として636万6,000円計上してございます。このコロナのワクチン接種に1回あたり1万5,300円と国の方で言ってございます。ですが、国の方は当初7,000円程度と言っていましたので、その差額8,300円分を令和6年度に限り補助金としていただくというものでございます。

続いて、市町村等公演事業補助金、こちらが芸術鑑賞事業で新たについた補助金でございます。56万6,000円です。その他収入8万3,000円、今回の補正の端数調整分でございます。

続いて、20款町債、1項町債、既定の予算に340万円を追加し、3億1,210万円とするものでございます。救急自動車積載資機材購入事業債ということで、340万円救急車に積み込む資機材・無線機の移設に対して起債の対象になる部分が340万円ということでしたので、その分過疎債で計上してございます。

以上で、一般会計の補正予算の提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） 9ページです。

民生費の受託事業収入ということで、これをもう一度詳しく説明を改めてお願いしたいと。それからその下の雑入ですけれども、新型コロナの定期接種助成ワクチン助成金と市町村等公演事業補助金についても、改めて説明をお願いします。

○町民課長（五十嵐満美君） まず、保健・介護一体的実施推進事業受託収入について説明いたします。総務課長の説明にもございましたが、これは後期高齢者対象です。75歳以上の後期高齢者に対して保健事業、それから介護予防、一体的な実施を行うということで、事業実施に対しまして後

期高齢者医療広域連合から助成金、受託収入ということで、健康診断とかやっているのと同じく、受託収入という形で収入がされます。それを使いまして保健事業と介護予防を一体的に実施しようということで、現在考えているのは既存の今までもやっておりました転倒予防教室ですとか、新規であるとは健康診断に来られていない健康状態の把握ができない方のお宅に訪問する事業とかを今のところ考えておまして、それにその事業をするために管理栄養士を会計年度で1名雇っております。その他保健師にも事業やってもらわなければならない部分がありますので、人件費を保健師の方に回すという予定で予算を組みました。以上です。

○保健福祉課長（和泉康子君） 新型コロナ定期接種ワクチン助成金ですけれども、こちらは12月国の方では、初診料、手技料、ワクチン代を合わせまして大体7,000円で接種できるということで、各自治体の方に説明がありました。そしてその後、国の方が製薬会社に再調整ということで調査したら、当初3,260円と言っていましたワクチンが1万1,600円ですということになったようで、当初の7,000円から接種の総費用が1万5,300円という経費に変わりましたので、その差額の8,300円を国の方が令和6年度に限り補助するというので、8,300円掛ける接種件数を国の方から補助としていただくという部分の歳入の補正でございます。

○教育次長（小原和之君） 市町村等公演事業補助金についてでございます。こちらは委託費170万円の3分の1の部分が対象となる補助金でございます。道の互助会の方から支出されているものです。以上です。

○5番（真貝政昭君） 1問目の広域連合からの補助金なのですけれども、これは古平町独自で要請してそれに応えられたものなののでしょうか。それと広域連合からのこの種の事業保障というのは、一律にやられているものなのか、それとも町村独自の要望で決められるものなのか、そこら辺の説明をお願いしたいと。

○町民課長（五十嵐満美君） この事業につきましては、全道実施対象市町村に対して受託収入という形で支給されます。事業を行っているところに対しての受託収入になりますので、近隣でも積丹町さんでも二、三年前にやっておりますし、事業をやるにあたって継続して来年度以降もやるのであれば、来年度以降も受託収入という形で収入されますので、事業を継続してやる予定となっております。金額の内訳につきましてはそれぞれ上限決められておまして、例えば人件費ですと医療専門職に対して580万円上限ですとか、需用費については50万円が上限ですとかというルールはございます。それをもとに予算を事業費として組みました。

○4番（高野俊和君） 道の駅に対しての国の補助金が出ているということでもありますけれども、道の駅はもう指定管理者決まっていると思いますけれども、商品の開発につきましては、補助金というのは町に対して町の意見がすごく反映するものなのか、それとももう指定管理者が決まっておりますので指定管理者の意見が優先していくものなのか、その辺はどうなのでしょう。

それと下の子どもの椅子について、子どもの椅子って何のことなのかちょっとよく分からないので、説明してもらえればと思います。

○産業課観光室長（岩戸真二君） 高野議員の質問にお答えいたします。

この農村漁村振興交付金については、指定管理候補者ではなく町の方の収入になります。

○町民課長（五十嵐満美君） 椅子の歳入の方でしょうか。事業全体として説明させていただいた方がよろしいでしょうか。東川町さんでやっている君の椅子という事業をご存知ですか。東川町さんだけではなくて、上川管内一帯ですとか後志管内の何町村かも参加している事業がございまして、その事業の紹介を見て、この寄付される方が私も全く同じ事業ではなくて古平町独自で、古平町としての椅子を生まれてくる子どもに、子ども用の小さい椅子を贈呈したいというところから話が始まっております。先程の君の椅子事業という、東川町さん大プロジェクトになっていまして、すごく金額が高い椅子を贈呈されているようなのですけれども、寄付される方の意向としてはそんな高額な椅子ではなくて、とりあえずとにかく生まれてきたことに感謝をしたいという意向でしたので、その意向を汲んで、そんなに高価ではなくても丈夫で何年か使えるような椅子を製作していただいて、その製作されている椅子を古平町が購入し、そして古平町の事業として生まれてきた新生児に対して、保護者の意向も確認する予定ではありますがありますけれども、保護者に対して椅子贈呈したいということを伝えて椅子を贈呈するという流れになる事業です。

○4番（高野俊和君） 最初の方の道の駅の商品の開発ですけれども、町に補助金が来るということですので、指定管理者がもう決まって町と話し合っていくのでしょうか。補助金は指定管理者の意向なども古平町と話し合っ、そういう意見があれば指定管理者の意向とかも含まれてそのお金は使用をしていくものなのでしょうか。

○産業課観光室長（岩戸真二君） 指定管理者についてはまだ決定はしてなく、今は指定管理候補者という形になっておりますので、それでこの補助金を活用しまして指定管理候補者と進めていく予定になっております。

○議長（堀 清君） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第27号 令和6年度古平町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第28号

○議長（堀 清君） 日程第10、議案第28号 古平町子ども第三の居場所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第28号 古平町子ども第三の居場所の

設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、今年2月から運営しております古平町子ども第三の居場所「こどもホーム」について定員を増やす改正をするものでございます。昨年12月本条例制定の提案時、それまでの一期倶楽部の利用者数、それから保護者へのアンケートなどから利用定員20人と規定したところでございます。ですが、今年度当初の登録人員は29人となっております、1日の利用者数が20人に届く日もございました。今後、夏休み冬休みなどの長期休業期間中は一時的に20人を超えることが予想されるため、定員を5人増員するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第28号 古平町子ども第三の居場所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
暫時休憩いたします。昼食のため13時まで休憩します。

休憩 午前11時50分

再開 午後 0時57分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第11 議案第29号

○議長（堀 清君） 日程第11、議案第29号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第29号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。本件につきましては、地方税法施行令が改正され、課税限度額の引き上げ及び減額措置に係る軽減判定所得の算定方法が変更となったため、同様に本町の条例を改正するものでございます。限度額の引き上げについては、高

所得層に負担を求めることで中間所得層の負担の軽減に繋がること、また、軽減措置については軽減判定所得の基準額を見直し、5割軽減・2割軽減世帯の対象を拡充し、中低所得者層の保険税負担を軽減することを目的としております。本件に関しましては、去る6月7日国民健康保険税審議会を開催し、限度額の引き上げ及び軽減基準額の拡充について諮問どおりの答申をいただいております。

それでは説明資料で説明いたします。27ページをお開きください。改正内容といたしましては、まず、①賦課限度額の引き上げについてでございます。点線枠で表示してあります後期高齢者支援金等分について限度額を22万円から24万円に引き上げるものです。これにより、下の方に記載されていますとおり、40歳未満または65歳以上の被保険者の介護納付金分が付加されない年齢の被保険者については87万円から89万円に、40歳以上65歳未満の被保険者については104万円から106万円となります。

次に、下段の②低所得者に対する軽減減額を見直す軽減措置でございますが、5割軽減において基準額算定に29万円掛ける被保険者数の29万円の部分を29万5,000円に改め、2割軽減の方は53万5,000円掛ける被保険者数を53万5,000円の部分を54万5,000円に改正するものです。いずれも軽減判定所得の基準額を引き上げることによって、5割2割軽減世帯対象を拡充する内容となっております。なお、これらの改正は今年度以降分の国民健康保険税から適用することとしております。今回の一部改正による影響額につきましては、次の28ページに調定額ベースで計算した影響額の参考値として載せてございます。確定賦課の際には数値の変更がございますが、後程参考にご参照願います。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。
これから議案第29号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 報告第2号

○議長（堀 清君） 日程第12、報告第2号 繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。
本件について報告を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました報告第2号 繰越明許費繰越計算書について報告いたします。

議案37ページです。本件につきましては、令和5年度に一般会計予算で年度内にその支出が終わらない見込みのある事業として、繰越明許費を設定していた八事業につきまして、翌年度である令和6年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

それでは、一枚めくっていただいて38ページをお開きください。令和5年から令和6年に繰り越した八事業について、事業名、繰越額とその財源繰越理由について簡単にご説明させていただきます。

まず一番上、2款総務費、1項総務管理費、用地購入事業でございます。翌年度への繰越額としては100万円。その財源については一般財源で100万円となっております。町道三条通線、このかなえーるの裏側の坂道のところの途中で旧坂下宅と山本氏所有の土地を買収するために、昨年予算計上させていただきました山本氏側の土地につきまして、相続に時間を要している関係上5年度中に事業が終わらず6年度へ繰り越したものでございます。

続いて二つ目の事業として、同じく2款総務費、1項総務管理費、中心拠点再生整備事業、繰越額として5億6,102万3,000円。その財源としましては未収入特定財源、まだ収入にはなってございませんが、国補助で1億4,042万円、地方債で3億1,230万円、この地方債は過疎債でございます。一般財源として、1億830万3,000円。観光交流センター・道の駅等150年広場、国補助の関係上、当初から2か年事業として考えていたもので、当初の予算計上額から5年度で支払った額、前払金の額を差し引いた残りを繰り越してございます。

続いて三つ目の事業ですが、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳管理事業、繰越額751万3,000円。その財源といたしまして国補助で同額でございます。法改正に伴う戸籍情報連携システムの改修費で国補助の交付決定が年度末になったため、5年度中に事業が終わらず6年度に繰り越したものでございます。

四つ目、3款民生費、2項児童福祉費、幼児センターエアコン設置事業でございます。繰越額は345万4,000円。その財源として、未収入特定財源でその他、これふるさと応援基金です。これで340万円、一般財源5万4,000円です。昨年の猛暑でエアコン本体を確保するのに時間を要するため、5年度から契約して事業を実施しており6年度へ繰り越したものでございます。

続いて、五つ目、4款衛生費、1項保健衛生費、コロナワクチン対策費でございます。繰越額2万6,000円。その財源、国補助で未収入特定財源2万6,000円でございます。コロナワクチンにつきましては、令和6年3月までの事業でございましたが、北後志5町村以外で接種した場合、その接種料を国保連合会を通して請求されることとなります。その請求が4月・5月になってしまうため、令和6年にその支払分だけを繰り越したものでございます。

続いて六つ目、4款衛生費、2項清掃費、下水道広域化推進総合事業でございます。繰越額が4,736万6,000円。財源としては、未収入特定財源、地方債で4,730万円。これは過疎債でございます。一般財源6万6,000円です。北後志4町村、余市町以外の4町村のし尿を余市町の下水処理場で受け入

れる施設を建設するための事業でございますが、建設資材の高騰、部品の製作及び調達に遅れが outcome まして、5年度中に5年度分の事業が終わらず6年度へ繰り越したものでございます。

続いて七つ目、9款教育費、2項小学校費、小学校エアコン設置事業、繰越額が5,047万6,000円です。財源といたしましては、国補助が1,382万3,000円、地方債が1,700万円、この地方債は補正予算債でございます。その他がふるさと基金で1,740万円、一般財源225万3,000円でございます。昨夏の猛暑からエアコン設置を決定したところでありますが、エアコン設置に時間を要する夏前までに設置ということで令和5年度から契約して実施した事業でございます。令和5年度の前払金を差し引いた金額、先程の専決処分でもご説明させていただきましたが、差し引いた金額全額を繰越したものでございます。

最後八つ目の事業として、9款教育費、3項中学校費、中学校エアコン設置事業でございます。繰越額6,664万7,000円。財源として、未収入特定財源で、国補助1,694万5,000円、地方債4,320万円、補正予算債でございます。その他440万円ふるさと応援基金です。一般財源210万2,000円。以上が繰り越した事業でございます。

以上で、繰越明許費繰越計算書の報告を終わらせていただきます。

○議長（堀 清君） 報告が終わりましたので、ここで質疑があれば許可します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、報告第2号 繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

◎日程第13 諮問第1号

○議長（堀 清君） 日程第13、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○副町長（奥山 均君） 議案の39ページをお開きください。

ただいま上程されました諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明をいたします。本件は、現在人権擁護委員をされております田畑正氏の任期満了に伴い、その後任に同氏を再び任命いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

それでは、田畑正氏の主な経歴についてご説明をいたします。田畑氏は昭和47年に北海道立虻田商業高等学校卒業後、民間会社に勤務、その後、昭和55年から田畑菓子店取締役役に就任され現在に至っております。公職歴といたしましては、平成13年から民生委員、児童委員、主任児童委員、その他、地域ケア会議委員、表彰審議委員会委員、余市地方食品衛生協会古平支部長も歴任されております。この度提案しております人権擁護委員につきましては、平成21年7月に選任されて以来、現在5期目で、平成23年からは小樽人権擁護委員協議会常務委員も担われているところでございます。

田畑氏は人望も厚く高潔でかつ豊富な識見を有することから、人権擁護委員として適任であると判断し、ご提案申し上げる次第でございます。なお今後の任期は、令和6年10月1日から令和9年9月30日までの3年間でございます。

それでは、議案の記以下の部分を朗読させていただきます。住所、古平郡古平町大字浜町60番地、氏名、田畑正、生年月日、昭和28年6月8日、満71歳。

以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。
これから諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案適任であると答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案適任であると答申することに決定しました。

◎日程第14 諮問第2号

○議長（堀 清君） 日程第14、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○副町長（奥山 均君） 議案の41ページをお開きください。

ただいま上程されました諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明をいたします。本件は、現在人権擁護委員をされております高見純子氏の任期満了に伴い、その後任に同氏を再び任命いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

それでは、高見純子氏の主な経歴についてご説明いたします。高見氏は昭和51年に北星学園女子高等学校を卒業後、小樽開発建設部小樽港湾事務所古平分駐所に勤務され、平成20年からはピアノ教室をされ現在に至っております。公職歴といたしましては、平成22年から民生委員、平成27年から古平町選挙管理委員会委員を歴任しております。この度提案しております人権擁護委員につきましては、平成30年10月に選任されて以来、現在で2期目でございます。

高見氏は人望も厚く高潔でかつ豊富な識見を有することから、人権擁護委員として適任であると判断し、ご提案申し上げる次第でございます。なお今後の任期は、令和6年10月1日から令和9年9月30日までの3年間でございます。

それでは、議案の記以下の部分を朗読させていただきます。住所、古平郡古平町大字浜町370番地、氏名、高見純子、生年月日、昭和32年9月13日、満66歳。

以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。
これから諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案適任であると答申することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案適任であると答申することに決定しました。

◎日程第15 諮問第3号

○議長（堀 清君） 日程第15、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○副町長（奥山 均君） 議案の43ページをお開きください。

ただいま上程されました諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明をいたします。本件は、現在人権擁護委員をされております大石英晋氏の任期満了に伴い、その後任に同氏を再び任命いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

それでは、大石英晋氏の主な経歴についてご説明いたします。大石氏は昭和51年北海道立余市高等学校卒業後、昭和55年に正隆寺副住職に、その後平成20年に住職となり現在に至っております。公職歴といたしましては、平成14年から古平町社会教育委員、平成17年から行政相談委員、平成24年から函館行政相談委員協議会理事、平成29年には同協議会副会長、平成26年からは保護司をそれぞれ歴任されております。この度提案しております人権擁護委員につきましては、令和3年10月に選任されて以来、現在で1期目であります。

大石氏は人望も厚く高潔でかつ豊富な識見を有することから、人権擁護委員として適任であると判断し、ご提案申し上げる次第でございます。なお今後の任期は、令和6年10月1日から令和9年9月30日までの3年間です。

それでは、議案の記以下の部分を朗読させていただきます。住所、古平郡古平町大字浜町363番地、氏名、大石英晋、生年月日、昭和31年8月10日、満67歳。

以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。
これから諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案適任であると答申することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案適任であると答申することに決定しました。
暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時23分
再開 午後 1時23分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第16 同意第1号

○議長（堀 清君） 日程第16、同意第1号古平町 教育委員会教育長の任命についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

○町長（成田昭彦君） ただいま上程されました同意第1号 古平町教育委員会教育長の任命について、提案理由の説明をいたします。

本件は、令和6年7月1日からも引き続き三浦史洋氏を教育長として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

三浦氏は、1期目の教育長の在職中には町と連携し、時間的制約がある中で第三の居場所の整備や小中学校のエアコン設置等、教育環境の充実に努めたところであります。また、原則3年である教職員の定数加配措置についても、小中学校の児童生徒の学習支援のため後志教育局と協議を重ね、引き続き定数加配措置を実現するなど学校現場からや教育委員からの信頼も厚く、引き続き古平町の教育等のために尽力してくれると考え、任命同意を求めるものでございます。

それではお手元に配付しております議案を朗読させていただきます。

住所、古平郡古平町大字浜町287番地3、氏名、三浦史洋、生年月日、昭和35年3月6日、64歳。

以上、同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。
これから同意第1号 古平町教育委員会教育長の任命についてを採決します。
この採決は起立によって行います。
本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。
よって本案は、原案のとおり同意することに決定しました。
暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時27分

再開 午後 1時29分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第17 意見案第5号

○議長（堀 清君） 日程第17、意見案第5号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、意見案第5号は提案理由の説明を省略することに決定しました。
これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 討論がないようですので、討論を終わります。
意見案第5号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 陳情第6号

○議長(堀 清君) 日程第18、陳情第6号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情を議題とします。

お諮りします。陳情第6号は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査としたいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第6号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第19 陳情第7号

○議長(堀 清君) 日程第19、陳情第7号 「地方自治法改正案に関わる意見書」(案)の採択を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第7号は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査としたいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第7号 「地方自治法改正案に関わる意見書」(案)の採択を求める陳情書は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第20 一般質問

○議長(堀 清君) 日程第20、一般質問を行います。

一般質問は、高野、梅野、工藤、寶福、堀澤、中村、佐藤、真貝議員の8名です。

順番に発言を許します。

最初に、高野議員、どうぞ。

○4番(高野俊和君) 道の駅の進捗状況について、少しお尋ねいたします。

先程、町長の行政報告にも述べておりましたけれども、道の駅の進捗状況については、私も毎日通るたびに眺めておりますけれども、素人ですので進み具合は全く分かりません。工事につきましては、町側が予定をしている理想どおりに進んでいるのでしょうか。当時の契約が1年間延びたと思うのですが、価格につきましては、据え置きで契約をしているということでありましたけれども、昨今光熱費を始め、特に電気料などが上がっているようでありまして、それらを総合しても、工事費が今後膨らんでいくという、そういうことにはならないのでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 高野議員の一般質問にお答えいたします。

まず、道の駅の進捗状況についてでございますけれども、まず工事は順調かどうかということと、1年程当初より完成期日が延びたのかということと、工事費が膨らんでいるのではないかと、この3点に絞られるのかと思いますけれども、まず1点目の工事については、行政報告でも報告させていただきましたけれども、当初の工程表どおり進捗してございます。

2点目の完成期日が延びたと思うということでございますけれども、これにつきましては、国の交付金に係る全体計画上、1年間計画を延長しておりますけれども、昨年度に行った道の駅の建設工事発注後に工期を延長した訳ではありませんので、発注当初から2年間の工期としておりますので、その条件で契約を締結してございます。基本的には、2年間の工期の条件で契約締結しておりますので、現状、様々な物価上昇があると思いますけれども、町側では今工事費を増加させるような設計変更等は予定してございません。

○4番（高野俊和君） 分かりました。

概ね設計につきましても、古平町が想定していた進捗状況であるということ、工事費につきましても大きな心配はないだろうということで、安心したところでありますけれども、内容についても伺いますけれども、駅の中に入る業者などにつきましても、先程町長の行政報告の中で説明ありましたけれども、それぞれの業者と接触しているようでありまして、これも町が理想としているといえますか、町が希望していた調整はある程度できているのでしょうか。それとこれが出発するときに、古平町の人間の雇用なども今後ともあるということは考えられるのでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 行政報告でも申し述べさせていただきましたけれども、既に予定業者といえますか、そういったものを集めて指定管理候補業者と話し合い等をもってございます。検討委員会も11日に終わって、それからまたそういった細かなところを詰めていくような形になってございます。基本としては、古平町で雇用できるものは雇用したい。品物にしても、賄えるものは賄っていきたい。それがやはり一番の原則かと思いますので、そういったことでご理解いただければと思います。

○4番（高野俊和君） 大体考えていたとおりなのですが、一般の町民というのは本当に簡単なことを聞きたがります。それで今回のこの事業に関しましては、細かいことはなかなか外に出てこられないし、また外に出てくるといろいろ若干面倒な問題が出るので、抑えているところを抑えているのだらうなというのは分かるのですけれども、この単純なというか、人を遣ってくれるのかとか、何々食堂入るのかとか、そういう細かいことを非常に聞きたがりますので、その辺を聞いてみました。わかりました。答弁はいいです。

○議長（堀 清君） 次に、梅野議員、どうぞ。

○6番（梅野史朗君） 2点ほどお伺いいたします。

まずは、高速道路延伸に伴う観光振興施策についてということでありまして。今高野議員の方からも出ましたが、来年道の駅が開業し、それと後志道が仁木まで延伸するということになっております。それにより古平積丹方面へとニセコ方面への観光客の流れがはっきり分かれるという状況になってまいります。この状況を踏まえて、古平町としての今後の観光振興施策の具体的な展開方針に

ついてお考えを伺います。また、地酒ふるびらについては今後道の駅等でどのように扱うことを考えているのでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 梅野議員の一般質問にお答えいたします。

高速道路延伸に伴う観光振興施策についてでございますけれども、ご存知のように今年が仁木町まで高速道路が延伸されます。将来的には、倶知安・ニセコ方面も延伸するような形で進んでいるというふうに伺っております。2030年度に余市町でも新しい道の駅が建設されるという情報も流れておりますけれども、そういった中で、まずうちの町に足を止めてもらって滞在時間を増やす、そういったことが重要であると思っておりますので、そういった面では今新たに小樽開発局の方にも地域連携係という係が設けられております。これ去年にもあったのですけれども、バスでツアーを組んで神恵内方面からきて、例えば古平では何々をやる、神恵内では何々をやる、そういった事業も進めておりますので、そういったところとの連携も必要かなと思っております。

今、私どもの町でも道の駅がだんだん見えてきたら、そういった業者等もきてございます。先日も、中央バス株式会社の観光事業推進本部がきて、こういった中で連携を考えていければなと思っておりますので、まずはそういった大型バス等に入ってもらえる、役場としてもセールス的に歩かなければならないのかなと思っておりますので、その辺はセールスに行って、道の駅、そして漁港を使った、寄ってもらう、寄り道観光といいますか、滞在時間を置いてもらって買ってもらう、そういったものを進めていかなければならないのかなと思っております。

それに併せて、うちの町の観光メニューというのは、掘り下げていくとなかなか地域資源が賦存している町でございますので、そういったものをどんどん地域おこし協力隊、観光団体と連携し合って、進めていかなければならないかなと思っております。そして、一番うちで今考えなければならないのは、観光協会の独立ということを考えていかないと、これからの観光振興を進めていく中で一番大事なかなと思っておりますので、その辺を考えていかなければならないと思っております。

それと併せて、道の駅のフードメニューですとか、そういったものを先程予算を通らせていただきましたので、これから考えていきながら進めていきたいと思っております。まず本当にここに立ち寄ってもらう、直接積丹町に行くのではなくて、ここに何かの魅力を持ってやっぱり立ち止まっていく、そのための施策が必要かと思っておりますので、そういうことをご理解いただければと思います。

地酒ふるびらでございますけれども、これは町内の事業者から仕入れさせていただいて、道の駅で販売を考えていきたいと思っておりますけれども、いかんせん酒米を作る農業者が少なくなっております。今2件なのですけれども、これもこちらからお願いしてやっとならしてやっておりますという状態なものですから、その辺から含めて考えていかなければならないと思っております。

○6番（梅野史朗君） 滞在観光を進めていただければいいと思います。

最後に触れていただきました地酒ふるびらの件でございます。私も実はT A I S H I さんとお話しさせていただいております、その時点で古平の商品だけではなく、各種いろいろなものを取り揃えていくという話をされておりました。どうしても維持するためにはそういうのが必要なのだろう

などは思いますけれども、その中でも古平の商品はやはり割合を多くしていただければならぬという点からも、地酒ふるびらについてはもう少しPRも必要だと思います。

また、販売する側から言わせていただくと、なくなるのは非常に早いので、来年今の酒米の話もされましたが、もう少し数量的には作っていただくようなことも考えていかなければ、道の駅で売る分を用意できないのではないかなと考えております。

また、先程のPRという点につきましては、この席でポスターやのぼりについてお願いしようと思っておりましたが、先程補正で可決されましたので、このシーンにおいては、ポスターやのぼりについては、劣化するの非常に早いというものでございますので、今後も定期的な更新をお願いするという事の質問にさせていただきたいと思います。地酒ふるびらについての増量を考えるか、あるいは今の数量でいくかをお答えいただければと思います。

○町長（成田昭彦君） のぼり等については、扱っている店からも直接伺ったら、もう劣化していて在庫がないのだろうかと、なければ自分で頼まなければならないのかなというお話も聞きまして、今回補正させていたわけでございますけれども、地酒ふるびらについても道の駅でも売れるのであれば、今でも何か足りないという声を聞いておりますけれども、これについても、農業者と話し合いながら、道の駅できた時点で地元の酒がないように進めてまいりたいと思います。今年酒米もう頼んでいますので、これも年度当初からその辺もと農業者と話を進めていくべきであったかなという気もしますけれども、これから来年の予算編成時期に入りますので、農業者とじっくり話をしながら、酒米の量を増やしていけるような、そういう体制をとってまいりたいと考えております。

○6番（梅野史朗君） ありがとうございます。それでは次に行かせていただきます。

つばめタクシーについてでございます。町はつばめタクシーに助成金を出して支援していますが、呼んでも来ない、電話対応がひどい等、町民からのクレームは後を絶ちません。タクシー会社の町内での待機時間など、町とつばめタクシーとの間の決め事は現状どのようになっているのでしょうか。今一度答弁をお願いいたします。

○町長（成田昭彦君） つばめタクシーについてでございますけれども、つばめタクシーとの中では、平日の朝は町民からタクシーの要請があった時間を開始時間としております。その後、夜の7時まで町内で1台待機しているというのが原則でございますけれども、それ以外の時間帯ですとか休日につきましては、余市支店から配車する対応をとることになってございます。また、1台体制でございますので、町外へ1台行ったら、その分で余市支店から配車対応することとなっております。

町民からのクレームでございますけれども、これは私も確かにひどいなと思っております。私も直接夜の9時か10時頃、町内から町内からへの移動でタクシーをお願いできないかということで電話をしたら、サービス業で考えられないようなぶっきらぼうに断られました。そういったこともありまして、町民から苦情を受けた場合、その都度役場からつばめタクシー余市支店長の方へ改善するよう指導しておるのでございますけれども、やはり会社と運転手との認識のずれがあるのかなということがございますので、その辺はだんだん改善されてきてはいるのかなとは思いますが

れども、まだまだそういった問題ございますので、あったら申し続けていきたいなと思っております。ただ、町で今、月7万5,000円出しているわけでございますけれども、町のタクシー利用者がギリ貧に減っております。毎月利用者と売上金額を出してもらっているのですけれども、余市で働けば月50万から60万位の売り上げがあるのですけれども、正直に申しますと、古平であれば3月では7万円弱の売り上げしかない、本当に10万、よくて20万という状況なものですから運転手が来たがらないというのも分かるのですけれども、そうは言っていただけませんので、また余市支店長と話し合いを進めていきたいと思っております。

○6番（梅野史朗君） ありがとうございます。今町長が言った中で、平日呼んだら来て、その後7時までは待機ということになっていることについて、私の受けた感じでは守られていないのではないかというふうに思います。この間もうちに買い物に来たお客さんタクシーで来ました。買い物終わったので帰るから来てくれと呼んだら、今豊浜走っているというようなこともありますので、こういう点につきましては、私も町民に対しては呼んだら来てくれて、その後ずっと古平にいるということになっていますという話をしておりますので、この約束についてはしっかり守るように、もう一度伝えていただくということをお願いしたいというふうに思います。また、いろいろな夜の時間とかそういうことについても問題がありますので、その辺につきましては今後、よくタクシーを使う方々の意見を踏まえながら、一度お話しさせていただく機会を作っていただければありがたいなと思っております。今の件について答弁願います。

○町長（成田昭彦君） ただいまの梅野議員のおっしゃるとおり、その辺も含めて他のコミュニティバスや乗合タクシーなどもございますので、町民の足を確保する手段の再構築を図ってまいりたいというふうに考えております。

○6番（梅野史朗君） タクシーをよく使う町民もしくは事業者の意見をいろいろと伝えたいので、お話しを一度設けていただけるかという件でございます。

○町長（成田昭彦君） 多分そういったお客さん感じの人たちかなと思いますけれども、商工会等を含めた中で話し合いをもつというのは可能だと思いますので、これからそういった連絡とりながら話し合いをもてるような場を作れるのであれば作ってまいりたいというふうに思います。

○議長（堀 清君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時09分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次、工藤議員、どうぞ。

○1番（工藤澄男君） まず、1点目は、町長選挙についてということであります。積丹町の町長選挙も終わり、今度は来年度の春の古平町の町長選挙です。旅行村やスキー場の後始末、その他いろいろな問題があると思うのですけれども、町長選の立候補を含む現在の気持ちをお聞かせください。

○町長（成田昭彦君） 工藤議員の一般質問にお答えいたします。

町長選挙についてでございますけれども、工藤議員からも一般質問を受けて、改めて一期目の任期もあと1年を切ったのだなと思っているところでございます。私、立候補にあたって、対話と融和と連携による町民の参加のまちづくり、をスローガンに、四つの公約を掲げて立候補させていただいたわけでございますけれども、私自身まだその公約にどのように取り組んできたのか、まだそういう振り返りも行っていない時期でございます。また、町民の皆さんからどのような評価をいただいているか等、様々なそういった中で検討してまいりたいというふうに考えております。また、まだ後援会ともそういった話は煮詰めておりませんので、今後相談しながら、年内を目途に結論を出していきたいというふうに考えております。

○1番（工藤澄男君） 大体お話し分かりました。

町長、ただいま公約したことがまだすっかりできていないような話でございましたけれども、過去に遡ればその当時その当時の町長、何か一本ぐらいはこの町長はこれをやったよとか、あの町長はこれをやったよ、とかというようなものが結構ありました。まず、ぜひ成田町長にもそういうものをやって欲しいと。そして、もしできるのであれば、もう一期ぐらい頑張って、もうちょっと古平を先程から観光の問題でいろいろと出ていましたけれども、なお一層古平を宣伝するためには、やはり町長が先頭に立ってみんなを引っ張っていくと。そして古平を少しでも明るくていい町にすると。そういうような考えでやっていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 私、結構年齢は食っているのですけれども任期浅いものですから、後志の長い組長さんたちからは、一期では何もできない、何も分からないので続けなければ駄目だということだぞということによく言われていますけれども、まだまだ私自身がもう一度年末にかけてそういったものを洗い直ししながら、どうするべきなのか周りの方とも相談しながら進めていきたいと思っておりますので、先程申しましたけれども、年内を目途にこれから町民の声を拾いながら、後援会とも話し合いをしながら進めてまいりたいと思っておりますので、そういったことでご理解いただければと思います。

○1番（工藤澄男君） 私もこの問題を書いたときに、少し時期尚早かという考えはあったのですけれども、いろいろな所でいろいろな人が、なんせ隣町であれだけの選挙をしたものですから、どうしてもすぐ古平どうなのだという町民の方が結構おりましたので、こういう質問を出させていただきました。

次に2点目です。小学生の通学路についてということで、西大通からこどもホームまでの道路に歩道がありません。登下校時にはきちんと一列に並んで歩いていますけれども、事故防止のために白線を敷き道路の中央に出ないようにしたら良いと思うのですけれども、町の考えをお聞かせください。

○町長（成田昭彦君） 小学生の通学路についてでございますけれども、これ坂なのですけれども、今から30年程前に一度片側だけ2m幅で線引いたことあるのです。そうしましたら警察の方から注意されまして、道路法で決められている右側通行ということであれば、両方に白線を引かなければならないということで、片側だけでは駄目ですよ。そういうことがありました。まず、今の道路

が8m強位しかない、それに対しての両側ということになると、最低限で路肩の部分と堆雪幅があれば、最低1m25mとりますと両側で2m50とられます。そうすると、今度車の往来が狭くなってしまいうという現状もありますので、今の段階では無理なのかなと思っています。白線を引くのではなく、これから今、道の駅もできてどうなるか分かりませんが、また人通りが多くなるようであれば、それはまたそれで考えていかなければならないのかな。拡幅できるわけでもないのですよね。その辺はちょっと難しいのですけれども、それはまたこれから道の駅もできて、小学生等の通学路が危険な状態になるようでしたら、またそれはそれで考えていかなければならないのかなと思っています。

○1番（工藤澄男君） 今町長、両側には白線というのは駄目だということは、それは私も思います。実際上に上った時点で、歩道が次にあるのは右側です。ですから、その歩道に向かったの白線であれば、いくらでも理由はつけられるのではないかと思います。そして何mも要りません。普通の道路の路側帯の幅さえあれば、子供たちはきちんと渡ります。私、朝と晩と何回か偶然見たのですけれども、きちんと横断歩道渡っているの、なるべく片側で次の歩道へ行くまでの間をぜひきちんとしてほしいと。白線でなければ何かの形でとも思ったのですけれども、工作物を建てた方がかえって邪魔になるのかなという考えもあったのです。やはり白線の方がよくて、子供たちにこの白線から出てはだめだよ、ここを通りなさいよ、と言うだけで全然違うと思うのです。実際に歩いているのを見ると、やはり1年生は先生の言うことを聞いているのか、きちんと横断歩道を渡る時に手を挙げてちゃんと渡って、そして横断歩道を渡り終えると、横断歩道にきちんと礼をしていました。そういうのを何回か見えています。ですから、きちんと指導すればきっと子供たちはそれに従うと思うのですが、どうでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 前に言われたのが30年程前のことですので、今どうなのかを確認しながら、できるのであればラインを引く位であれば大したものではないですから、そういったことも情報を得ながら進めていければと思います。教育委員会とも話して現状把握しながら、どういう方法がいいのか、どれ位今子供たちがどういう状態なのかを調べながら進めてまいりたいと思います。

○1番（工藤澄男君） 校外生活指導連絡協議会に私何回か出ているのですが、その時にも先生方に危ないから指導をきちんとしてくださいと要望したのです。教育長も領いていますけれども、なるべくいい方向で、実際にうちの町内会だけでも子供10数人いるのです。その他にも他の町内会からも来て一緒に行くような状態が度々あるのです。そういうところも加味してもらって、なるべく安全で事故のない道路を作ってください。よろしくお願いします。終わります。

○議長（堀 清君） 次に、寶福議員、どうぞ。

○2番（寶福勝哉君） 地域おこし協力隊について質問させていただきます。

現在当町において3名の協力隊が地域活動を行っておりますが、では実際彼らがどのような活動をしているのかという部分に関しては、私を含め、彼らの内容を十分に把握出来ていない現状があると思います。協力隊は折角当町を選び、移住されてきているのですから町民として馴染んでもらえるような土壌作りは必要だと感じております。先日協力隊から、町長に対しての説明・報告会のようなものがあつたと聞きました。そのような報告会を議会であつたり、町内会、町民に対して開

催してみたらどうか。ぜひ協力隊の見える化という部分について進めていただきたい。また、既存の協力隊の来季の募集の予定はあるのかという部分と、今後未来を担うローカルスタートアップ事業で受け入れていくであろう協力隊と現状の協力隊の棲み分けはようになっていくのかという部分に関してお答えいただきたいです。

○町長（成田昭彦君） 寶福議員の一般質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊でございますけれども、現在隊員の活動内容等につきましては、SNSや広報誌を使って周知を図っておりますけれども、隊員数も3名程になっておりますので、議員おっしゃるような活動内容等について周知していくことは必要かなと思っております。協力隊から私に対して報告会があったということでございますけれども、これは毎月の活動内容を文章にして、今日はこういう活動しましたと、一か月まとめたものを決裁で回ってきて私もそれは確認するのですけれども、今回は、それであれば担当係と私しか知らないということなので、今回は6月1日課長会議の時に、課長さんたちを知ってもらいたいということで、森先生を呼んで課長会議終わった後に活動内容等を報告していただきました。これからも、7月8月の定例課長会議の後、今の渡辺隊員ですとか、道言隊員もおりますので、その都度報告会を求めてまいりたいというふうに思っております。そういったことを、やはり町民あるいは、議員おっしゃるような報告会等を開催していければいいのかなと思っておりますので、これはぜひ前向きに検討してまいりたいと思っております。

それから、来季の募集予定でございますけれども、今3名おるわけでございますけれども、私も産業部門の協力隊も募集したわけでございますけれども、その募集がなかったわけございまして、これからもその二分野を募集するのかということでございますけれども、先程から申し上げました今の観光協会等の問題もありますので、これから部内検討しながら、また来期も募集していきたいというふうに考えております。今日の新聞でしたでしょうか、岩内町で7名地域おこし協力隊おりましたけれども、地元に残ったのは1名だけという形でございますので、うちもこれからそういった募集は続けていきたいなというふうにと思っております。

それから、ローカルスタートアップ事業で受け入れる協力隊と既存の協力隊との棲み分けでございますけれども、これは協力隊の目的が都市部から移住した地域の地場産品であるとかそういったPR・開発等を行いながら、地域に定住定着することが協力隊でございますけれども、未来を担うローカルスタートアップ事業については、今私どもの方でプロポーザルで公募しているという状況でございますので、この受託事業者が決まった段階ではないので、今の段階では具体的な棲み分けができる段階にはまだ入っておりません。

○2番（寶福勝哉君） まず協力隊がせっかく入ってきて、他の町村でも残るのは1名だとか、そういう話ってよく聞く話で、協力隊だったり町民だったりうまく馴染めないという部分がやっぱり大きな問題点なのかなと感じるのです。今現状SNSやっている僕らとかはギリギリ何となくこういうことやっているのだなというのは分かるのですが、SNSやってない方はほとんど見えてないと思うのです。広報とかではちらほら見えていると思うのですけれど、そういう部分でどんどんその距離感はやればやるほど離れていく気がしてならなくて、せっかく協力隊で募集して、今軌道に乗りかけているという現状がありますので、ぜひとも今後古平って外からのそういう新しい力を

うまく取り入れていかないと、多分やっぱり町の存続が難しくなっていく未来がちょっと見え隠れしていますので、ぜひとも柔軟に、その協力隊に対してのフォローアップと申しますか、僕らがバックアップできる部分、町全体で作っていければなという思いがありますので。ただ、報告会に関しては前向きにちょっと考えていただけているという町長のお言葉を受けましたので、ぜひともそういう僕らも巻き込みながら、町民巻き込みながらそういう土壌ができていければなと思いますので、ぜひ手厚い協力者へのフォローアップをお願いして質問を終わります。以上です。

○議長（堀 清君） 次に、堀澤議員、どうぞ。

○7番（堀澤理恵君） 初めに、最大で震度7を観測した能登半島地震の発生から6月1日で五か月です。仮設住宅の建設が進む一方、今も避難所での暮らしを余儀なくされておられる方も大勢いらっしゃいます。被災地の皆様が安全を取り戻し、1日も早い復興を心からお祈りいたします。質問させていただきます。

基金条例案でもお話されておりましたけれども、どのようにこの基金を運営されていくのでしょうか。一般会計で繰入金として28万9,000円、歳出では積立金で30万円と書いてありましたが、今回椅子を贈呈されるということですが、今後年間でどの位の基金を集めて何人位の出生数を、今年は8名ということですが、今後何人位の出生数をお考えなのか教えていただきたいです。町長のお考えをお聞かせください。

○町長（成田昭彦君） 堀澤議員の一般質問にお答えいたします。

古平町新生児誕生祝品贈呈事業基金条例でございますが、行政報告あるいは補正予算でも述べさせていただきましたけれども、発祥は匿名でそういった話があったということで、それを受け入れて町でも実施していきたいということで始めることとなっております。実際に匿名の方から今年は30万円ということでお話しいただいておりますけれども、今年は8名で一脚あたり3万4,100円予定しております。これは来年度以降も続けていかなければ意味がございませんので、これからも続けていきたいなと思っております。本当は、東川町でやっている君の椅子プロジェクト等でやっていただければなと思ったのですが、匿名者からそういったことではなくて、古平町独自でやっていただきたいというものですから、椅子に個人の名前を入れて、生まれてきてくれてありがとう、とかそういった文字を入れながら、自分一人だけの椅子で進めていきたいと思っております。

○7番（堀澤理恵君） ありがとうございます。ただ、この基金のお金はいくら貯めて、今後椅子ではなく何かを使うのか、そういうものがちょっと見えないのですけれども、財源を確保するために基金作ります、では、具体的に何に使うのかというのがちょっと分かりませんので教えていただきたいです。

○町長（成田昭彦君） この匿名者の希望がやはり椅子ということに拘っておりますので、それは椅子に固執して進めていきたいと思っております。この方は、今年だけではなくこれから毎年そういった何名という情報をいただいたならば、それに合う寄付をしてみたいというふうに言っておりますので、他から集めるということは考えてございません。将来的には町で払ってでもこの事業を継続していかなければならないのかなと思っておりますので、君の椅子という形で進めていきたいと思っております。

○7番（堀澤理恵君） ありがとうございます。椅子に限定ということなのですが、私ほとても良い施策だと思うのです。ただ、限定していても、今後古平町での出生数はすごく減少していく一方だと思います。予算の関係上、取組については制限があるかもしれませんが、この基金は今後大きくしていくとか、椅子に限定ではなくそれ以上に出生数も減っていくわけですから、今後大きくしていくという取組の予定はないのでしょうか。

○町長（成田昭彦君） そのような考え方はございません。これはこれに固執して進めていきたい。また、子育て支援ということで考えれば、それはまた別の方法で何らかの方法で考えていく。そういったことで進めていければいいのかなと思っておりますので、この基金については、椅子に拘って中で進めていきたいと思っております。

○7番（堀澤理恵君） ありがとうございます。

次に、人口減少及び出生数を回復する対策を講ずる具体的な施策についてお聞きしたいのですが、基金については大体理解できましたが、のんびりと基金で祝金というよりは、ものすごくあつと驚くような施策が必要なのではないかなと思っております。人口戦略会議で、消滅可能性自治体のデータで、若年層である20歳から39歳までの女性の人口が急減する地域の発表があり、道内では179市町村のうち117市町村の名前が挙がりました。北後志で古平も入っています。しかし、倶知安、ニセコ、そして今回は仁木が外れました。2014年は仁木町が56.1%、古平町が69.6%、2024年には仁木町が24.1%、古平町は変わっていません。10年ごとに統計されています。仁木町では、様々な取組で人口が増加しているようです。10年前消滅可能性と言われて、今回は該当しなかった仁木町の取組は、働く場所がなければ若い世代の移住が進まないとして雇用の増創出に力を入れています。ワインの醸造や果物の生産を大々的にアピールしていく戦略とか、果樹園やワイナリーを巡るイベントを開催、農業を新たに始め1年が経過した人には50万円の支給、定住で新築する場合には200万円を補助したりするなど、移住者が定着するための制度を整備しています。さらに、移住者が結婚後も子育てしやすいように、保育園や児童館を集約した複合施設を設置するなどの取組も進めています。古平町はこのまま人口が減って子供を産むことのできる女性の人数も減っていくことは確実です。施策を何も取らなければ、2050年には消滅すると言われていています。この状況を大きく変えるのは、先程も言った、あつと驚くような施策をする必要があると思います。しかし、一つだけの施策では達成するのは難しいと思われまので、複数の施策を同時進行しなくてはならないと思います。仁木町のように成功しなければ意味がないです。内容が駄目だったらやっても無駄になってしまいます。昨年度の出生数は確か5人だったと思います。

例えばですが、私が思うには、新生児が生まれたら100万円を祝金にするとか、大胆な施策をやっついていかないと、消滅可能性50%は切れないと思います。実際に実施をしている地域もあります。上士幌町はふるさと納税の15億円を使って、高校生まで給食費医療費が無料、保育園無料、子供1人にマイホーム建設費として100万円、来年にはここにも道の駅ができます。先日のラジオでも町長がおっしゃっていましたが、遊具のある公園とドッグランを道の駅とタイアップさせていきたいと。しかしながら、道の駅に来られる方は、古平町への移住者にはならない可能性が高いと思います。利用して帰られる方ばかりだと思います。道の駅に併設してドッグランや遊具のある公園を作った

としても、これらを利用する人が移住対象者になるとは思えません。この道の駅にかけた金額に比べたら、去年でしたら出生数は5人ですから500万円です。今年でしたら8人ですから800万円です。1人産んだら100万円もらえたとしたら、近隣の余市町や美国、または札幌などからも移住してくるかもしれません。

先にも言いましたが、複数の施策を同時に平行して進めない限り、古平町の将来は暗いまです。子供がいる世帯は働き盛りですので、働きやすい環境を作る必要があります。現に働く女性に優しい施策を実行している市町村もあります。この件についてはいかががお考えでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

○町長（成田昭彦君） 人口戦略会議について、答弁申し上げます。

確かに、うちの町で考えても、地元で高校がなくなったというのは大きなダメージがございます。議員おっしゃるように、生まれたら100万円出すとか、そういったことで人口が増えるのであれば安いものだと思います。ただ、そういった一時的なものを実施しても将来的にどうなのかというふうに分かれば、なかなか難しいところがあると思っております。若者が求める魅力的な職場、そういったものを誘致するなりなんなりしないと、どうしてもこの人口減少、今全国的にそうですよね、今回東京でも0.99と言っていましたけれども、そういった中で考えますと、そういった一時的な対策では将来的に繋がらない。この人口減少問題については、一つの自治体だけで努力しても限界があると考えておりますので、国全体の取組として求めてまいりたいと考えております。

後志だけを見ても、15歳未満、いわゆる中学生以下の出生者、0歳から15歳までの人口に占める割合が、島牧で8.0%、寿都で9.0%、岩内で9.1%、泊で8.9%、神恵内で7.8%、積丹で7.2%、古平も7.2%、余市が9.1%。これお分かりですか。229号線に面しているところ全てがそういった現状、一次産業が主体のところということなのかなと思っております。逆に山麓を見ますと、倶知安13.2%、それから留寿都が12.0%、真狩が11.5%でニセコが13.5%、山麓の方は若い層が増えている。後志でもそういう現状がございます。これはやはり今の一次産業といったものも含めて、こういった情報を得ながら、国の方に取組等について求めていかなければならないのかなと思っております。私どもの町でも、先程寶福議員の方からもありましたけれども、地域おこし協力隊ですとかローカルスタートアップ事業ですとか、今年でいえば創業者等支援、それから新規漁業者への補助、そういったものもやっていますけれども、それが即人口減少対策になるかといえばそうではない、長い目でみなければならぬ。そして地域おこし協力隊のように外部から入ってこないことには、そういったものもなかなかないので、町単独でできるものはできるなりに進めてまいりますが、最終的には、国としての取組が必要だと思っておりますので、そういった形でこれからも取り組んでまいりたいと思っております。

○7番（堀澤理恵君） ありがとうございます。確かに一次産業に限らず働きやすい環境を作っていくこともすごく重要だと思っております。先日のブルーマルシェでは個人でハンドメイドをやっていらっしゃる方もいらっしゃいました。古平には現在シフォンケーキ屋さん、ソフトクリーム屋さん、焼き鳥屋さん、かき氷屋さんなどもあります。こういうものについては補助金も出しているかと思いますが、1名1件程募集があったと聞いています。先程私も申し上げたのですけ

れども、あつと驚くような施策も必要だと思うのです。そういうことをやって今町長がおっしゃったように、古平町ってこういうことやっているよというのを、それこそ他の町村へアピールするためには、地域おこし協力隊の方にSNSで発信して拡散してもらって、動画を撮って流す、ライブをやるなど、Webページの一番最初に目立つように公開するかと、いろいろな方法はあると思うのです。その辺り、ぜひとも周りの町村があつと驚くような、何度も言いますが、あつと驚くような、そういう子育て・教育への支援、住宅環境への支援、働く環境の充実などを古平町に住んで子供を産みたい、働きたいと思う、そういう施策を考えてほしいなと思っています。できればすぐに早く実行してほしいと思っています。以上です。

○議長（堀 清君） 次に、中村議員、どうぞ。

○3番（中村光広君） 防災備蓄品の現在庫と今後取り揃えるべき備蓄品や機器などについてということでお伺いいたします。①防災備蓄品は消防費の備品購入費で予算計上されておりましたが、現在どのような備蓄状況ですか、お伺いします。②本年1月1日能登半島地震が発生しました。このような災害を見てきて、古平町はこれからどのような備蓄品や機器を準備しなければならないとお考えでしょうか、お伺いします。③2番にも関連しますが、災害の状況を把握するのにドローンを活用するのは有効な手段だと思います。備蓄の機器として準備する考えはありますか、お伺いします。

○町長（成田昭彦君） 中村議員の一般質問にお答えいたします。

防災備蓄品の現在庫と今後取り揃えるべき備蓄品や機器などについてでございますけれども、まず1番目の防災備蓄品の備蓄状況でございますけれども、古平町の災害時備蓄計画というものがございまして、その中でいいますと、代表的な備蓄品では500ml飲料水、計画目標9,192本でございますけれども、それに対しまして現在5,450本、それからアルファ米、計画目標では3,815食に対しまして、現在3,300食となっております。備蓄計画上では、令和9年度までに目標数量に達するように整備を進めてまいりますけれども、その他に、毛布や使い捨てトイレ、それからエアマットレスなど様々な備蓄品がございますけれども、これらにつきましても、まだ目標数量に達していないものですから、今年度から地域づくり総合交付金を活用して整備を加速してまいりたいというふうに思っております。

2番目の能登半島の地震ということで、これについては、備蓄計画で国からのプッシュ型支援を得られることを前提に3日分の備蓄品を用意してございます。ただ、能登半島沖地震では、半島特有の、寸断されるということがありましたので、孤立対策も検討していかなければならないということで、これについては国の方も半島特有の孤立対策を検討しているという情報もありますので、それらの情報を収集しながら、備蓄品の充実に繋げていければなと思っています。

それから、ドローンの活用についてでございますけれども、ドローンにつきましては平成29年度に1台配備してございます。これまでも、搜索活動やプロモーションの写真撮影などに使用してございますけれども、頻度はあまり多くないものの活用はしているということでございます。

○3番（中村光広君） ありがとうございます。①の防災備蓄品については、古平町の災害時備蓄計画にいろいろ書いてはありましたけれども、古平町の今現在の人口に照らし合わせて避難する人

数が大体766名ということで換算してありました。その換算に基づいていろいろどれだけの備蓄品が必要だということで、将来目標を集めれば集めなければいけないという目標数値というのがあって、結構100%とはいきませんが結構な数量、今現在集まっているのだなということでみておりました。

その中でちょっと気になっていたのが、簡易トイレ用排便収納袋というものがありませんでした。調べてみると、おそらく通常のトイレにかぶせてその中で排便したものを、容体か何かで固めて捨てるようなものではないかと考えていたのですが、そういうものだったのでしょうか。それと2番目3番目の方でドローンの件ですけれども、災害時に使用する機器として、通常でもドローンというのはいろんな使用用途がありますけれども、例えば今回の能登半島の地震というのは、地形的には古平と比べても半島にあるということと、古平町に入ってから道路が限られているということで、土砂崩れ等で来れないという事態が発生する危険性が多いと思うのです。ということは、町で準備しているドローンというのは、おそらくビデオとかつけて飛ばすような小さなものかと思えますけれども、そのようなものに赤外線カメラ等を付けて、例えば今回の能登半島地震そうでしたけれども、夜間にどのような災害が起こっているのか、翌朝になるまで全然分からない状況というのがあります。そういった赤外線カメラを載せるとか、あるいは道路が土砂崩れ等で通れなくなったときに、防災基地からちょっとした荷物を小学校へ運ぶとか、あるいは温泉の方に荷物運ぶとか、そういった少し荷物を積めるようなドローンというのも活用できるということがあるのではないかなと思われました。その点、先程の1点目と2点目のような形で考えておりますでしょうか。

○町長（成田昭彦君） まず、トイレの中身については、担当の企画課長の方から説明させます。もう備蓄品、小学校でありますとか温泉の方に配備してございます。そういった中で検討していますので、その辺はいいのかなと思っております。これからあとその数量を増やしていく、そういったことを進めていければいいのかなと思っております。確かに委員おっしゃるように、半島独特の寸断されてしまう、うちも国道一本しかないのもそういった場合のドローン活用については、今のドローンではそこまでは無理です。その辺はこれから検討の余地はあるのかなと思っております。トイレについては担当課長より説明申し上げます。

○企画課長（人見完至君） ご質問あったトイレの仕様についてですけれども、議員おっしゃっていただいたとおり、トイレにかぶせて使う使い捨てのタイプになります。

○3番（中村光広君） ありがとうございます。

トイレの問題というのは、これだけ例えば留萌沖地震震度7の地震が起きたということを経験して、各避難所に行った時に大勢の中でトイレを利用する。断水・停電になった時にトイレを使用する。そういうことを考えると、安全で衛生的なものが使用できないと困るなど。能登地震でも熊本地震でもありましたけれども、衛生的にトイレでできない、我慢する。そういったことで、震災関連死、震災で亡くならなくて関連してちょっと体調壊して、したいけれども我慢する、安全でないからちょっと我慢する、しまいには体調を壊して特にお年寄りとかが亡くなってしまうという事態が結構な人数で発生しておりました。

トイレ問題というのは、ちょっと私もすごい大きな災害に関して大きな問題になるのではないかと

と思ひまして新聞等で見たりしていたのですけれども、2月2日ですね、トイレに関して能登の珠洲市だったかな、珠洲の方にトイレがどんな状況かと見に入った方がいらっしゃいまして、その方の書いている内容によれば、トイレ支援が遅れていると。施設のトイレでは便器が汚物で満杯になり、詰まって不衛生な状態。道路状況が悪化して車が通れなかった。仮設トイレというのはあるけれども、和式が多くて子供や高齢者は使いにくいと。我慢していて排泄できない方も結構いらっしゃった。というような内容でこれが2月2日の新聞ですけれども、この方は1月の6日7日に現地に入ったということです。1週間経ってそのような状況で、特にトイレの問題というのは由々しき問題で、落ち着いてできないということがあると思います。そのような問題から、トレーラー型のトイレというものがあまして、各トレーラー式のトイレを持っているところから協力を得てトイレを配置して、不衛生な状態から少しずついい状態に持っていったという内容で載っておりましたが、本当にこのトイレの問題というのは、災害時において非常に大切な問題だと考えておりました。このトレーラー型のトイレの値段を調べてみると、結構サンドウィッチマンさんたちが支援でトレーラー型のトイレを能登の方に寄付したときには、2,600万かかったと書いておりました。こういったトレーラー型、清潔なトイレというのは準備できないにしても少し頭に入れていかなければならないのではないかと思います、その点どのようにお考えでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 確かにトイレ問題というのは大きな問題だと思います。能登でもトイレが心配で水を飲むことをしない、食べ物も食べないということで体調を崩したというニュース等で聞いておりますけれども、ただそのトレーラーのトイレがいいのかどうかといいますとケースバイケースで、国道が寸断されたときにトレーラーをどうやってもってくるのかとか、いろいろ問題もありますので、この間新聞、テレビか何かで災害時の衛生的にいいトイレ等もあるような話をしていましたので、そういった情報を踏まえながら、やはり災害時の大きな問題とは思っていますので、担当の方でも調べながら、できるだけ対処できるような方向で進めてまいりたいと思いますので、そういうことでご理解いただければと思います。

（何事か言う者あり）

○議長（堀 清君） 3回やりましたので。次に、佐藤議員、どうぞ。

○9番（佐藤未知時君） よろしくお願ひします。1984年に稲倉石鉱山が閉山して今年でちょうど40年が経ちます。

○議長（堀 清君） 大きい声でお願いします。

○9番（佐藤未知時君） はい、聞こえますか。

鉱石の世界展をアクアショーと呼びますけれども、国内外で開催されるアクアショーでは稲倉石鉱山産のマンガンがとても人気で、毎回高値で取引されているそうです。古平生まれで世界的知名度が高いのは、たらこよりもむしろマンガンの方かもしれません。また、戦前戦中戦後と時代に翻弄された鉱山の歴史、当時鉱夫として地下に潜って働いていた3名の方を地域おこし協力隊の森氏がインタビューした肉声も聞かさせていただきました。産業遺産にふさわしい歴史を持った鉱山や鉱夫たちの語りは、読み物としても大変興味深いものがありました。これを古平のPRに使わない手はないと思います。稲倉石鉱山産のマンガンや稲倉石鉱山を古平町の観光資源の一つとして活用

されるお考えはありますでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 佐藤議員の一般質問にお答えいたします。

稲倉石地区の観光資源としての活用についてでございますけれども、現在、稲倉石鉱山の跡地につきましては、現存している当時の痕跡を残す施設はほとんどございません。また、そこへたどり着く橋の一部も崩壊していて、安全面から考えても立ち入りが禁止されておまして、新たな観光ツアー等の商品開発については難しいのかなと考えております。この管理会社がJX金属株式会社という大手企業なのですが、そちらももう管理もしていないような状態にありますので、なかなか難しいのかなと思っております。

○9番（佐藤未知時君） 稲倉石の観光資源としての活用ですけれども、地区に入るということではなくて、先程言ったマンガンですとか、そういう鉱山の歴史だとか、そういうものを古平町のPRとして活用をされてはどうかというつもりで説明させていただきました。道の駅、あるいはふるさと納税の返礼品としてのたらこ推しは当然だと思います。しかし、4番バッテリーだけでは戦略的にも魅力的にも不足だと思います。古平に誇れるものがあるなら積極的にPRし、町のタレントとしてアピールすべきだと思います。現在出回っているマンガンが盗品や出所の怪しいという見方もありますけれども、半世紀も経った今、時効の範疇だと思います。4番バッテリーのたらこ、そして世界的評価の高い稲倉石産のマンガン、稲倉石産の古平産のロースターとして、ぜひご検討していただければと思います。答弁があれば。

○町長（成田昭彦君） 佐藤議員おっしゃるとおり、現場は無理かもしれませんが、過去の写真や映像等残っておりますので、今のVR技術を活用したデジタルコンテンツを制作しながら、SNSで発信するだとかといったことは可能かなと思っております。稲倉石出身のタカハシゲンサクさんといった方、せたかむいに連載されていますけれども、ああいったものを読んでも、なかなか凄かったのだなということがありますので、できるのであれば、そういった中で宣伝させていただければかなと思っておりますので、その辺でご理解いただければと思います。

○9番（佐藤未知時君） ではPRできるものは何でも活用してPRします ということで次の質問に行きます。観光室が設置されてから二か月余り経ちますけれども、今現在取り組んでいる古平町の魅力発信の目玉施策を教えてください。

○町長（成田昭彦君） 梅野議員の一般質問にも重複するのかなと思っておりますけれども、観光室が設置されて、今魅力発信の目玉施策ということであれば、今の道の駅を拠点とした中で考えていかなければならないのかなと思っております。先程も申しましたけれども、古平町に滞在時間を長くしてもらうということで考えますと、国道沿いにできる道の駅、そして漁港を活用する。そういったことで考えていければいいのかなと思っております。先程も申し上げましたように、今小樽開発局にも力をいれていただいて、地域連携ということでバスツアー等を企画していただいて、こちらの方にも来ていただいております。また中央バス等も興味を示しておりますので、そういった中で進めていければかなと思っております。地域資源は沢山ありますので、その辺をまとめながら。そして、うちに足りないのは情報発信ですよ。やはり積丹という地名、余市という地名、それから比べると古平という地名、何が足りないかといったら情報発信かなと思っておりますので、その辺も今の観光

協会等の中でどんどんできるような形を進めていかなければならないと思っております。

○9番（佐藤未知時君）　もしかしたら古平生まれの人は私も含めてですけども、代々、自分のことを自慢するのははしたないというDNAが組み込まれているのでしょうかね。そのくせ多くの町民が押し並べて口にするのは、役場は宣伝が下手、古平はPR全然しないのだから人が来ないのも当たり前、という悲観的な思いでいます。LINEやインスタなどお金をかけずにこまめに投稿して拡散してもらい、そういうやり方もいいとは思いますが。でもそれだけではパンチ力が足りません。先程堀澤さんも言っていましたけれど、わっという、びっくりするような何かそういう出来事が必要だと思います。道の駅が来春開業するこのタイミングは、千載一遇のチャンスだと思います。ここぞお金をかけてもっと本気で古平をPRすべきだと思います。

そこで町長、来年の春に向けてCMをやりませんかというご提案です。積丹町が昨年今年と1クールずつ、つまり観光シーズンが始まる前の3ヶ月間27本の15秒CMを打っています。去年は200万、今年は130万円の予算です。CM効果は抜群だそうです。今後観光客を多く呼ぶにしても、まず知ってもらうことが先決です。ぜひPR事業としてCMを放映し、古平の魅力を本気で自慢しませんか。町長の感想をお聞かせください。

○町長（成田昭彦君）　確かに観光に関しては、古平町民は不器用ですよね。昭和30年以降遠洋漁業に頼ってきたまちですから、それで経済も成り立っていたということで、観光は二の次三の次に扱っていたというのが現状でしょうか。それが今観光に力を入れなければならないという状況かと思っておりますので、私を始め佐藤委員もそうかもしれませんけれども、人間的には不器用ですね。今宣伝、テレビ効果、とありましたけれども、この間観光室長とも話していたのですけれどもこれからそういったことが必要ではないのかということで、この秋に芸術文化鑑賞会で来る方達なのですけれども、古平の歌を作ってみたいという作詞家作曲家なのです。作曲家については麦畑を作曲した方です。そういった方達も古平町に来ますので、来年にかけてそういうものを作りたいという話もしていましたので、例えばそういったものをバックにして、テレビ放映することもいいのかなと思っております。いずれにいたしましても、動ける観光協会から始めていかなないとまず始まらないと思っておりますので、まず組織づくりを進めていかなければならない。道の駅開設のときには効果が出てくるような情報発信、今うちにはどこにもありませんけれども、道の駅の中に古平町の情報発信の場所を設置しながら、そういったものに努めていきたいと思っております。

○9番（佐藤未知時君）　演歌歌手の公演については、一言申し上げたいこともありますけれども、それは次回にしますけれども、CMを打つなんて道の駅ができるこのタイミングしかないと思うのです。ぜひ思い切ったそういう検討をしていただければと思います。

続いて移住定住の推進についてお聞きします。先程堀澤議員も質問されていましたが、今後新生児の増加が見込めない現状を踏まえ、人口減少の一環として、移住者推進の施策は重要かつ必須だと考えます。その施策として古平町が最も力を入れている施策についてお教えてください。

○町長（成田昭彦君）　3点目の移住・定住の促進についてでございますけれども、今年度から地域おこし協力隊が三人体制となったように、地域おこし協力隊の活動を通して、町内に定住・定着

を図ることに力を入れているところでございますけれども、本年度から地方創生推進交付金を活用いたしまして、先程寶福議員のご質問にもありましたけれども、未来を担うローカルスタートアップ事業を行ってまいります。こういった事業の中で、将来のまちづくり会社の立ち上げの中核になるような人材の獲得などを目指してまいりたいと考えております。

○9番（佐藤未知時君） 古平町の自然資源を生かせるのは観光だけではありません。部会の生活に馴染めなくなったり、登校拒否やひきこもり、あるいは精神的にキャパオーバーになったりと、そういう人たちにとって、古平の自然豊かな風土はとても癒しになると思います。あるいは自然豊かな環境で暮らしてみたいという若者は、全国に募れば大勢いると思います。そこで、まず短期・中期のホームステイ制度、全国留学制度、を町の移住計画の目玉施策の一つとして確立し、積極的に周知を図り、子供達だけではなく、もしかしたら家族ごと、そして気に入っていただければ長期で滞在、そしてさらに順調にいけば移住という可能性もあります。地元の子供たちにとっても、他所から来た子供の感性が刺激になり、多くの価値観や多様性を育むこともできます。私は50数年ぶりに古平の小中の卒業式入学式を見させていただきました。子供たちの人数の少なさにとても悲しくなりました。もっと街に子供を増やす、本気の施策が必要だと痛感しました。

財政破綻寸前だった、小さな島の海士町という町は10年間で720名の移住者数を達成しました。この島の有名なスローガンがあります。ないものはない、これはないのだからしょうがないという意味ではありません。できないものは何もないという意味です。全国の癒しを欲している、あるいは、喘息とか精神的な回復を望んでいる子供達を中心に古平町の特徴施策として官民一体で積極的に受け入れるホームステイ制度と全国留学制度、こういった取組にチャレンジすることに町長のご意見をお伺いします。

○町長（成田昭彦君） 各町村でそういったことをやっております。プロジェクトXを観たのかなと思っていましたけれども。確かにそういったことも必要ですけれども、まず足元を考えますと、こういった田舎には、うちの職員もそうですけれども定住しない、町外へ出てしまう、町外から通う、余市・小樽から職員が通ってくる、今は本当そういう時代ですね。なぜかと言いましたら、古平福祉会でもそうだと言っておりますけれども、今共稼ぎの時代ですね。そうしますと、お互いに便利のいい所を選ぶ。例えば、余市に居を構えて旦那は古平へ通う、奥さんは小樽・余市へ通う、そしてまた大型店舗等もありますし、それはそれで私はやむを得ないのかなと思っております。どうしても残れということであれば、調べましたら法律的にも負けるのです。

ただ、田舎の中で残れるようなそういったものがあればいいのかなと思いますけれども、なかなか難しい。これは本当に今、移住定住を考えるのであれば、地域おこし協力隊みたいな方達、若者余所者、そういった者を定住させていくような施策も必要かと思っております。先程議員おっしゃるように、例えばそういった不登校の子を迎えたり、あるいは高校であれば先日夕張高校で道外から来てくれているということもありますけれども、そういったものもできるものなら、何かそういうのがあれば、そういったものを取り入れていくということは可能だと思いますので、その辺は今後の検討事項とさせていただきたいと思っております。

○9番（佐藤未知時君） 地域おこし協力隊の活動も大事だと思いますし、彼らにばかり頼るので

はなくて、やはり町の施策として何とか子供たちを町に増やせる、そういう知恵を皆さんで絞っていただいて取り組んでいただければなと思います。

最後に活用していない用地や空き地などの利活用についてお伺いします。前回深刻な空き家問題について質問させていただきましたが、今回は空き家よりももっと広範囲で存在する活用していない用地や空き地についてお尋ねします。荒地用地や何も活用されずに放置されている空き地などの問題は、何か策がなければ何も変わりません。むしろ、事態はますます悪化するばかりです。その対策として、現在放置され何も活用されていない場所を利活用し、お金を生むような政策にチャレンジする考えはありますか。

○町長（成田昭彦君） 活用していない用地や空き地などの利活用についてでございますけれども、まず町といたしましては、空き地に限らず町内での民間投資などを促すように、今年度から始めた創業者等支援事業補助金のような取組を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、基本的に町が直接空き地を活用してお金を生むような、そういったチャレンジする考えは持ってございません。

○9番（佐藤未知時君） 家族旅行村に象徴されるように、古平には自然資源が豊富です。それらを活用するために民間等の誘致を待つのも一つの手かもしれませんが、常に受身だけでは事態は好転しないと思います。人が来なければ美しい場所もないのと同然です。将来消滅自治体と喉元にナイフを突きつけられています。なぜあり余っている空いている場所をお金を産む場所、人を呼べる場所として生かそうとしないのか。ゴーカート場でも、ドローン飛行練習場でも、射撃場でも、やろうと思えば可能だと思います。河川敷にモトクロス場だって、それも可能だと思います。一見、不毛のように見える土地でも何かお金を生める施策はあるはずですが、ただ待つだけの受身の姿勢では、2050年を待たずして古平は消滅すると思います。

先日もラジオ番組で、成田町長は古平の魅力発信をPRされておりました。成田町長は町のトップセールスマンとしてもっと名前と顔を売ってほしいと思います。そして、古平を変えるぞという号令を発してほしいと思っています。町長の、古平を活気づけるという本気度が伝われば、役場職員も知恵を絞り議員たちも協力し町民も応援すると思います。長くなりましたけれども、使えるものは何でも使う、空いている場所は何かやる、できたらお金も生める。そういう施策にチャレンジするお考えを再度町長にお伺いします。

○町長（成田昭彦君） 工藤議員の質問にもありましたけれども、家族旅行村、あるいはスキー場ですとか牧場、そういった遊休地については、町として何かを考えてやっていく、町で独自にやっていく、という考えを私は持ってございません。あくまでもそういった企業・業者を活用しながら進めていきたいなと思っておりますので、先程佐藤議員おっしゃったように、そういった面でのセールスマンとしては私は厭いませんけれども、そういった中で進めてまいりたいというふうに考えておりますので、今町では直接事業を行うことは考えてございません。民間を利用した利活用を進めていきたいというふうに考えております。

○9番（佐藤未知時君） すみません。長くなりましたけれども、町自ら何か事業を起こさなくても、町のアイデアで、そして成田町長が何か気合入れて目に見えて何か変わるなというのを議員も

そうですけども、職員も町民も何かそういう態度が見えると嬉しいなと思います。ちょっと長くなりましたけど、以上です。ありがとうございます。

○議長（堀 清君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時34分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

最後になります。真貝議員、どうぞ。

○5番（真貝政昭君） それでは、3点質問します。

まず1件目なのですが、歌棄稲荷沢線の通行止めの措置について伺います。風車の会社の設備破損事由による会社側の申し出によって、現在通行止めにしてはいますが、多分、道路沿いに送電線を地中埋設してはいますが、各地点に工事用の点検口というものが10数ヶ所ありまして、そのうちの全部なのかどれ位の箇所なのか分かりませんが、被害があつて会社側の申し出によって、会社側がバリケードを設置して通行止めをしているという状態です。1点聞きたいのは、なぜ通行止めしたのかというやりとりで、担当課の方のお話では、会社が被害届を出しているかどうか分からないという、そういう説明でした。それで、会社側に多分、質問通告していますので、警察沙汰になる事案ですので、被害届を出していたのかどうか確認したと思いますので、お聞きします。風車が稼働してから現在に至るまでの状況がありますけれども、この通行止めに至る経過を説明していただきたい。その点検口というのが、私素人ですがみからに人力でいたずらされるような点検口に思えたのです。それで改善策が会社で取られていますけれども、大体11ヶ所、多分鉄筋コンクリートで1m20掛ける1m80、補足ですけどもそれくらいの広さで、多分20cm位の厚みの鉄筋コンクリートだとすると、トラックにコンプレッサーを積んでピックで破壊しなければ、いたずらできないような状況に改善されていました。

もし、いたずらするとすれば工事関係者と。大規模な刑事事件になる事案だと思いますけれども、この通行止めが、会社側が設置したバリケードで錠がかけられていますけれども、この数十年に渡って歴代の町長や町職員を始め、町内外の方たちが自然享受ということで、道路沿いに車を走らせていくと積丹岳、余別岳が一望できる素晴らしい晴々とした気分になる眺望が眺められて、道路沿いで旬の自然のものをつまみ取ることができるという喜びを享受してきたわけですが、このバリケードがいつ撤去されて解除されるのか、その予定はどのようになっているのか伺いたい。

○町長（成田昭彦君） 真貝議員の一般質問にお答えいたします。

歌棄稲荷沢線通行止め措置についてでございますけれども、まず会社は被害届を出しているのかという質問でございますけれども、被害届は出しておりません。ただ、警察には相談はしているということでございます。それから現在に至る状況を時系列でということでございますけれども、令和5年4月27日に事業者がケーブル外装部破損を発見して余市警察署に相談してございます。翌日の28日に事業者が余市警察署と現地を確認してございます。それから7月20日に事業者がハンドホ

ール破損を発見しまして、これもまた余市警察署の方に相談してございます。翌日余市警察署と事業者が現地を確認してございます。8月2日に初めてこの段階で町に報告があったわけでございますけれども、事業者から窃盗団によるケーブル破損被害、盗難未遂の報告を受けて、通行止め用の門扉を設置したい旨、町の方で相談を受けてございます。8月29日に事業者から町の方に門扉図面の提示がございました。その門扉の図面の提示でございますけれども、それは半永久的なものだったので、そこまでは必要ないのではないかとということで、再検討を町の方で指示してございます。その場所につきましては、山の中でございまして、簡単にパトロールが行き届かないため窃盗団による道路破損の恐れを考慮すると、町としては、通行止めはやむを得ないと判断したところでございます。門扉を施工する道路出願工事承認申請を提出するよう事業者の方に伝えたわけでございます。9月11日に事業者から門扉図面の提示がありまして、道路出願工事承認申請を受理してございます。道路出願工事承認書を当日出してございます。11月10日に職員がポンプ設置を確認いたしまして通行止めを開始した、という時系列になってございます。それから、通行止め解除の予定でございますけれども、まずこの窃盗団の行動は予測困難でございます。当分の間解除はできないかというふうに考えております。ただし業務の関係上、あるいは通行止め区間に業務がある場合は、鍵を貸し出して通行止めを解除していますので、当分はそういった形で進めてまいりたいというふうに思っております。

○5番（真貝政昭君） 風車が来る前から稲荷沢線の路線というのは、駐在さんのパトロールされる路線なのです。私、時々あそこら辺を車走らせていって何回かパトカーを見かけています。今回も新任の駐在さんですけども、ゲートのところまで行って閉鎖されていたことを知って戻ってきているのです。だから、あれは以前からこのパトロール路線なのです。もし改善された状態になっていたはずをするような方がいれば、駐在さんも発見するだろうし、一般の方々がよく町内外から行く眺めのいいところですから、監視の目が多くなるという点ではいいと思います。被害届を出していないということ自体がちょっと首をかしげたのです。いたずらされるような工事をしてしまつて知られたくないという思いがあるのではないのでしょうか。管理がずさんだと思います。それと、私の家の近くに一軒家を借りて事務所代わりにしているようですけども、ほとんど全く出入りはないような状態で、建てたはいいけれども会社の管理が非常にあの甘いのではないですかね。だから、そういう面で町民を信用しないのではなくて信用して事件が起きないように、警察のパトロールできるわけですから、監視の目を広げるといってもやはり解除は早めにやってもらった方がいいと思います。どうですか。

○町長（成田昭彦君） この窃盗団というのは今に限らずに、全国的に銅パイプを盗みに入ったということもございますので、私どもとしてはやはり管理上、そしてまた窃盗団によって道路にいたずらされるということを考慮されますので、その辺を考えてみても、今は通行止めにしても関係者につきましては鍵で入っていけるようにしておりますので、このようにまだ当分続けていきたいと思っております。

○5番（真貝政昭君） 福祉会の施設から少し行ったところ、町の施設がある辺りでバリケードが張られているのですけれども、福祉会に至る道路の途中でも同じような点検施設があるわけです。

通行止めするなら、そこから通行止めにすればいいくらいの話になるのです。早めに、もう大規模な重機を利用した窃盗団でなければできないようないたずらが想定されるわけだから、通行止めはあまり適当ではないと私は思っています。

次にいきます。つばめタクシーの助成の方法についてなのですが、6番議員さんがタクシーの利用について質問されて、町長もあのような実態を述べられましたけれども、この発端は前々任者も認めていましたけれども、国道沿いにあった診療所を奥に引っ込めて、そしてその対応策として町内にバスを走らせて、それがつばめタクシーの経営に影響を与えていたというのが、これは前々任者が認めていることなのです。奥に引っ込めたために病院の利用者も減って、そして近くにあったスーパーも当時3分の1の売り上げが減ったそうです。その数年後に閉店という憂き目にあうわけですが、負のスパイラルで動いていますので抜本的な改善策をぜひとも考えていただきたい。私なりに考えていますけれども、今日この場で発言する機会ではないので後回しにしますけれども、タクシーに対する助成の仕方なのですから、中央バスに対する助成の仕方と同じです。会社に対して助成金を出すというやり方です。以前の議会でのやり取りを町長の方から聞いていますと、運転手の実入りにプラスになっていないと。これが運転手にとっては最大の要因です。しかも利用者が少なくなっているということです。車を持たない方が主ですから年金生活者と考えた方がいいと思いますけれども、円安と年金の実質的な減り方で利用を控えるのは当然なのです。これを何とかしなければならぬというのを考えましたら、隣町にいい事例があったと。会社に助成するのではなくて利用者に利用券を出すというやり方です。これだと運転手の実入りになりますから、運転手の不安が解消されるわけです。隣の積丹町は、以前は1世帯5,000円で70歳以上だとか、それから障がい者の家庭だとか、いろいろと対象者を絞ってやっていますけれども、今年から5,000円を1万円に引き上げて利用券を出しています。それもバスが奥の方が廃止されたということもあるでしょうけれども、タクシーでもバスでも利用できるようにしていますけれども、古平の場合はバスが走っていますから、当面ハイヤーの利用券ということで考えてもいいのではないかと思いますけれども、今までの助成の仕方プラス積丹町の利用券の発行という形を考えてみてはどうかと思うのです。抜本的な改善に繋がるかどうか分からないですけれども、確実に運転手の実入り増に繋がるわけですからどうかと思ひまして、質問した次第です。

○町長（成田昭彦君） つばめタクシーへの助成の方法についてでございますけれども、議員おっしゃる積丹町の施策は地域福祉交通支援事業対策事業として行われておりまして、高齢者や子育て世帯等を対象といたしまして、議員おっしゃるように1世帯あたり5,000円のバス、あとはタクシー券による支援をするものでございまして、主に福祉目的で個人の負担軽減を図るものと聞いてございます。実績等を見ますと、タクシー利用は30件ほどでした。年間約15万円程度であったと伺っております。この事業につきましては、個人負担の軽減を目的としているということでございますので、仮にこの事業を本町で導入してもタクシー利用の拡大には繋がらないのではないかとこのように考えてございます。いずれにいたしましても、先程梅野議員の一般質問でも答弁させていただいたとおり、コミュニティバスや乗合タクシーなども含めて、どういう形が町民の足を確保する手段にいいのか、もう1回再構築を図ってまいりたいというふうに考えております。

○5番（真貝政昭君） ぜひ改善策の1つとして検討していただければと思っています。

次に3件目の国保税の減免についてです。古平町のホームページで国保税のところを見ますと、どこの町村もそうですけれども、産前産後の国保税の軽減策出ています。古平町の減免条項は、以前加工協が破綻した辺りで整備されまして、件数は分からないですけれども、実際に実例があったというふうに担当課の方から伺っています。その後、町のホームページでもこの減免条項の周知の仕方なのですけれども、見つけることができなかつたのです。周知不足というのがあって実例がなかったと判断しています。有名無実の状況にあるということです。広域の方の国保の宣伝を見ますと減免条項があるのですよと。収入が減った場合、失業だとか怪我だとか、そういう事例も書いてあります。インターネットで広域とか古平のホームページを見るとというのは限られていますから、生活に困ったときにこういう減免条項があるのですよということを広く日常的に周知する、そういう努力をやはりするべきだと思っています。町民が困った時に頼りになるのは役場なのですから、ぜひ力を発揮していただきたい。

それと国保については、令和4年から就学前の児童について均等割の軽減措置をとっています。全国市長会はこの均等割を止めろという提言をしているのです。なぜかといったら貧乏人泣かせだということなのです。均等割というのは、昔々の人頭税って江戸時代にさかのぼるような考え方に基づいて、子供を増やせば増やすほど負担が増えるという仕掛けなのです。いくら軽減策を最近取ったりしても、この考え方はもうやめろと全国の市長会知事会でも見直しを求めていますので、古平に合わないというようなニュアンスの発言もありましたけれども、これは古平の今の人口減少を見ると、もう差し迫った問題であると。均等割を18歳まで取らないという決断をすべき時ではないかと思っていますのですけれども、伺います。

○町長（成田昭彦君） 国保税の減免についてでございますけれども、まず古平町国民健康保険税減免取扱要綱では、所得が前年の半分以下になった場合に減免を受けることができる内容となっております。貯金がある世帯や所得割が賦課されている世帯は除かれるという規定がございます。確かに加工協破綻時以外はほとんど実績がない状況ですが、この減免要綱に該当するような世帯には、税務係の窓口の方で、納税相談、場合によっては生活保護の申請ですとか、そういったケースに合わせて丁寧に対応しているところでございます。また国保税条例におきましても、一定の理由での失業者や減免を行う規定もありまして、そちらは国保加入の際に漏れなく対応してございます。

ただ議員おっしゃるように、制度としての周知が不足しているというのは確かでございます。今後、ホームページの掲載や広報での周知などを検討していただかなければならないと思っております。

内容の充実でございますけれども、令和12年度に北海道における保険料の統一化の流れの中で、全道である程度統一化された減免規定が必要になってくると思っておりますので、まさに今現在対応しているところでございますけれども、町独自の減免要綱につきましても、それに合わせて見直し、改廃を図ってまいりたいと考えております。

それから、就学前の18歳までの均等割減免につきましても、未就学児童の5割軽減制度につきましても、令和5年度の実績として、対象者は11名、影響額としては1人当たり平均約7,000円ということでございます。国保加入者のうち、18歳までの人数は28人、町内全体の18歳未満人口は215人

ですので、1割程度となつてございます。18歳未満の均等割分を軽減することは、その世帯の負担の軽減にはなるとは思いますけれども、国保加入者という限られた対象となりますので、町全体で見ただけには有効な子育て支援策にはならないというふうに思っております。現時点では、均等割減免よりも、むしろ幼児センターの3歳未満児の保育料無償化ですとか、第三の居場所の充実など限られた財源に優先順位をつけながら子育て支援策を考えていきたいと思っておりますので、今はもっと保育料の無償化ですとか、そういった方が先の順位になるのかなと考えております。ですから、今の段階でこの18歳未満まで拡大するという子育て支援は、私の頭に中には持ってございません。

○5番（真貝政昭君） ただいま、18歳未満までの均等割の軽減というので、幼児センターの話がありましたけれども、全員が国保に入っているわけではないのです。国保に入っているというのは農業漁業の1次産業でしょう。それから、建設業だとか商店だとか、中小企業の小ですね。この方達が入っているのが国保です。町長も公務員として定年を過ぎますと、2年間はそのままの保険で異動して、3年後に国保に入るという路線で行きますよね。なぜかといったら、国保があまりにも酷い負担の大きい保険制度だからです。均等割のように家族が多ければ多いほど税が増えるのですから、そういう国保に入っている人たちの、そして18歳まで古平も医療費無料にしているでしょう。そういう方たちの均等割を減らすということは、当たり前にはいかないと思目だというのが市長会、知事会の考え方なのです。北海道では、8年前旭川が均等割無料18歳までやりました。これ全国的には増えています。あまりにも少子化対策としては、この均等割を続けるというのは問題だという考え方です。ぜひ幼児センターの保育料とかとは比較しないで、古平の農業水産業を下支えしている人たちの生活を支える、それから子育てを充実させるという観点で考えていただきたいと思うのですが、改めて答弁を求めます。

○町長（成田昭彦君） 均等割についてですけれども、今世の流れとしては、均等割よりは資産割の方が先に廃止されるのかなと思っておりますけれども、私どもこういった施策を進めていく中では、限られた財源の中で進めていくということであれば、優先順位そして費用対効果等を考えた中で進めていかなければならないと思っておりますので、これから7年度予算ヒアリング入ってきますけれども、そういった考え方の中で予算査定をしていきたい。ですから、今の私の考え方からいけば、保育料無償化が優先順位としては高いかなと思っておりますので、今の18歳未満の支援策というのは難しいかなと思っております。

○5番（真貝政昭君） 子ども医療費の無料化も、国が全然そっぽを向いて、道がやって、それに上乗せして地方の市町村がやってきたという経緯があります。道も、市町村のそういう努力に報いるように、だんだん対象者を広げてきたという経緯がありますよね。この均等割の18歳までの無料化というのは、そういう運動の一環として捉えていただきたいということと、今古平町は、農業に従事する人を求めているわけでしょう。漁業に従事する人を求めているわけでしょう。そういう人たちの若い人たちの生活を支えていくという観点から、ぜひとも実現してほしいと思う次第です。答弁があれば教えてください。

○町長（成田昭彦君） 均等割の減免というのも、一つの人口増に繋がることかもしれませんが、先程申し上げたように、優先順位を定めながらそれぞれの施策を打ってまいりたいと考えて

おりますので、その辺はご理解いただければと思います。

○議長（堀 清君） 以上をもって、一般質問を終わります。

◎日程第21 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第21、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

総務文教常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

◎日程第22 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第22、産業建設常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

産業建設常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

◎日程第23 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第23、広報編集常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

広報編集常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第24 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第24、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。
議会運営委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、本会議の会議日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申出がございました。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第25 委員会の閉会中の継続審査申出書

○議長（堀 清君） 日程第25、古平町議会ハラスメント防止条例審査特別委員会の閉会中の継続審査申出書の件を議題とします。

古平町議会ハラスメント防止条例審査特別委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出がございました。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第26 議員の派遣について

○議長（堀 清君） 日程第26、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（堀 清君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。これで本日の会議を閉じます。
令和6年第2回古平町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 4時14分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員